

平成 28 年第 2 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日 平成 28 年 6 月 8 日 (水)
 招集の場所 玉城町議会本会議場
 開 議 平成 28 年 6 月 9 日 (木) (午前 9 時 00 分)
 出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
 4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
 7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
 10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
 13 番 奥川 直人

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 小林 一雄 教育長 山口 典郎
 会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総務課長 田間 宏紀
 税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 中村 元紀 産業振興課長 中世古憲司
 建設課長 東 博明 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 中西 豊
 病院老健事務局長 田村 優 老健施設所長 藤川 健 総務課長補佐 里中 和樹
 教育委員長 小林 扶由 監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
北 守 P2～P15	(1) 防災(震災)対策について (2) 町補助金規定にいう自治区要望の取り扱いについて
奥川 直人 P15～P28	(1) 地方創生計画及び第 5 次後期総合計画について (2) 3 月町長施政方針について
竹内 正毅 P28～P34	(1) 人口問題の活性化対策について (2) 空家・空き地対策について
中西 友子 P34～P39	(1) 国民健康保険について (2) 健康づくりについて

前川さおり P39～P41	(1) 耕作放棄地（休耕地）の現状と再生について
井上 容子 P41～P50	(1) 職員の資質能力と採用について (2) 町おこしに向けての同窓会について (3) 中山間地における里山管理について
北川 雅紀 P50～P65	(1) 公共施設の設備について

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長（中瀬 信之） ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。
これから、平成28年第2回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
3番 竹内 正毅君 4番 中西 友子君
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。
それでは、最初に、9番 北 守君の質問を許します。
9番 北 守君。

[9番 北 守議員が登壇]

《9番 北 守 議員》

○9番（北 守） おはようございます。議長のお許しいたいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。今日はまず1点目に、防災対策、震災について。2点目は、町補助金規定にいう自治区要望の取扱いについてであります。

まず1点目の防災対策、震災についてお考えをお聞かせ願います。今般、平成28年熊本地震において、震度7を2回経験する大地震になり、甚大な被害となりました。49名の方がお亡くなりになり、さらに1名の方がまだ不明です。そして、関連して20名の方が地震関連でお亡くなりになられたということで、この場をかりて追悼の意を表したいと思います。

ここ20年の間に、阪神・淡路大震災や東北を中心とした東日本大震災と、たくさんの尊い命が奪われました。今般の地震も、余震回数が1,600回を超える大地震となり、ライフラインの破壊などにより、電気、ガス、水道や公共交通のマヒで、支援物資が届かないという地域も見られました。また、被災者の健康状態の悪化など、この地震からいろいろな課題が浮かび上がったと、専門家は指摘しております。

この私たちの住む東海地方においても、海溝型の地震がいつ起きても不思議でないといわれる大地震のレッドゾーンでございます。玉城町においても震度6強の揺れを想定している地域でもあります。玉城町は平成28年3月に、玉城町地域防災計画を策定しております。今回、熊本市長の記者会見でも計画の想定外であったと見直しを示唆されました。一般の住民の方々においても、東日本大震災等を他人事のように捉えていたということで、反省をされておったことを記憶しております。

では、玉城町においては地域防災計画の資料編が、ここにあるんですけども、かなり詳しく載っております。詳しく想定しておりますが、今回の熊本地震を通じ、この資料編を手直しの必要があるのか、ないのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） ただいま北議員から防災、震災対策についてのご質問をいただきました。未だ終息をしない熊本地震につきまして、亡くなられた方のご冥福と、そして一刻も早く復興できますように願うものでございます。また、先般は議員の皆さんにおかれましても、義援金をお寄せいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

お尋ねの防災計画の見直しについてでございますけども、ご承知のように、この28年3月に、玉城町防災計画を策定をしたわけでありまして、しかし、熊本地震をはじめいろんな新しいデータが出てきておりますから、そうした最新情報も加味しながら、毎年改定をしていかなければならないのではないかと考えておる次第でございます。

まずは、この熊本地震につきましては、ご承知のように津波の被害はなかったわけでありまして、人災、亡くなられた方はじめ、多くの被害に遭われた方、多くの建物が倒壊したわけでありまして、この地域に将来起こるであろうと想定されておりますところの南海トラフ地震、これが発生した場合には、この玉城町でもよく似た被害が起こると想定をするわけでありまして、

策定しました玉城町の防災計画では、地震におきましては、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合には、震度予測は震度6強、被害想定として死者20人、重傷者30人、軽傷者数200人、建物被害は全壊、消失あわせて500棟などを想定をしておるわけでありまして、しかし、今後、国県において熊本地震の分析調査等により、あるいは被害想定によって、それぞれの防災計画も改定されていくのではないかと考えておるわけでありまして、

したがって、3月に策定をいたしました計画が完全なものであると考えておりませんので、これら回りの変化、動きにあわせて随時更新を図っていく必要があるのではないかと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 今般の地震を見まして、状況を鑑みた上で改訂も含めて考えていくというご答弁をいただいたわけですが、玉城町は防災計画の中に、指定避難所というのが6箇所ございます。小学校4校、それから保健福祉会館と中央公民館と、私は認識しておりますが、6箇所ということですが、今回の地震の中では物資が届かなかったということもありまして、例えば物資は指定避難所までは届く計画は、ここに書いてあると思うんですけども、自主避難所といわれる第1次の公民館とか、さらには会所といわれるとこ

ろへ物資が届くようにはなっていないように思うのです。そこら辺は明確に計画に示されていないように思うので、そこら辺をどうしていくのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 今年、策定いたしました地域防災計画におきまして、まず最初に自助、共助、公助という考え方を初めて取り入れをさせていただきました。その中で、自助、共助、町民の皆さん方が取り組む部分、そして、役場関係機関が取り組む公助という形での構成で、災害予防計画、そして災害対策計画というものを策定したところでございます。

物資の届かなかったという、今回、熊本の中での大きな要因といたしまして、全国から県のほうに、まずもって災害拠点の物資という拠点施設がございます。新聞報道等も含めてみますと、まずもって災害拠点の県の単位とした拠点施設から、人員不足によって各市町への拠点施設へまずは届かなかったということで、大きく広域の拠点施設で山積みになった。それを配分するノウハウ、人員不足というのがなかったということで、それからさらに市町の拠点施設から、さらに避難所のほうへの分配がうまく届かなかったということで見ているところでございます。

玉城町におきましても、この防災計画等の中で自主避難所という形で、今、議員仰せの6箇所の指定避難所から自治区、また自主防災組織が運営を行います自主避難所、主体的には地元の皆さん方で運営をいただくわけでございますけど、議員ご指摘のとおり指定避難所と自主避難所との連絡調整、それも今、大きな課題となっております。

今、私が先に申し上げました県の災害拠点の物資の流通施設から町の施設、そして、その連絡というのが今後の大きな課題として、私ども捉えておまして、今、県とこういうふうな拠点の流通のノウハウを、どのような形でやっていくか。役場職員、ボランティアの方々ではやはり仕分けという作業になってきますと、例えば集配業者とか、そこら辺の連携を保ちながらやっていく必要があると考えておりますし、また、地域の皆さんの連絡調整を保ちながら、どこに何人の方がみえるかということも含めて、連携が今後の大きな課題として捉えておる。今どうするという事は、お答えとして申し上げられませんが、取り組む必要な課題として認識をしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 1次避難所から2次避難所への経路ということで、今、協議ないしは課題ということで、早急にこれはお願いしたいところでございます。続きまして、これも踏まえて、今、課題とおっしゃってみえたんですけども、役場職員の皆さんは図上訓練というのを何回や、回を重ねておられるということで、研修を行ってもらっておると思うんですけども、その内容がやっぱり見直しが必要かどうか。そういう点、必要なら今後どこをどう修正していく考えがあるのかどうか。例えば、それをやられたかどうかはわかりませんが、出勤を徒歩で、歩いてやってみるとかなんかと、いろいろな方法があるんですよ。図上訓練といえども、実際の行動も合わせて訓練をやってもらったかどうか。そういう課題があれば修正する必要があるれば、その点をお聞きしたいと思います。その点どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 町職員の訓練ということで、昨年度の図上訓練につきましては、この地域防災計画策定にあたりまして、地震発生時、また風水害の発生時にも職員及び課

の役割分担を確認するという内容で、役場職員の取り行いをさせていただいたところでございます。例年やっております訓練につきましては、毎年、参集訓練ということで、早朝の参集訓練、そして図上訓練ということを計画いたしております。大きく今、先にお話がありました自主防災組織と避難所との連携ということを想定した訓練。そして、また実際に避難所での運営訓練というものが、大きな課題という形で認識をしております。

限りある職員、人材の中で、全てにおいて役場が避難所を運営できることは不可能だと考えておりますので、地域の皆さん方にかたがとご協力をいただき、連携をしながら、避難所の運営ができるかということ、これらを考えてございますので、本年につきましては各小学校区の避難所の運営訓練等々を地域の皆さんと役場の職員と一体になりながら実施をしていきたいと考えておるところでございます。避難所の運営訓練の中には、当然各自治区の皆さん方、そして、自主防災組織の皆さん方も加わってもらいながら、さらに自主避難所の部分の運営の訓練とか研修等も併せ持って、実施をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 課題がまだまだ見えてくると、山積みということで理解させていただきました。資料編、これを見せていただきますと、ちょっと町長が冒頭ご答弁の時に、数字が若干違っておったんじゃないんですけども、過去最大クラスの南海トラフ地震ということで、死亡が約20名とおっしゃってみえたんですけども、私ここでちょっと言わせてもらいますと、理論上の南海トラフ地震が起こった場合の、理論上の計算、これが同時に出ております。これでいきますと、例えば冬場の夕方に発生、これが一番被害が甚大です。それで、理論上の最大クラスの東南海トラフ地震が発生した場合、これを想定しますと、死者は約200名、それから負傷者は500人を想定し、建物は全壊消失をあわせて2,900棟、さらに避難者は1日あとで6500人、1カ月あとでは1万2000人となっております。この資料ではそうなっております。

町の人口が1万5500人ですから、約8割の方が被災することが想定されることから、町の機能がマヒしてしまうのではないかと危惧するところでございます。ここで、今回の熊本地震の経験から庁舎の破損で、役場機能が果たせなかった自治体があったわけですが、玉城町は役場機能が維持できないと判断した場合に、どこに災害対策本部を置くつもりか、またその予定している施設は、どこなのか教えていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 今のご質問でございます。役場庁舎の関係につきましては、平成24年、25年で耐震補強工事を実施させていただき、昨年度、太陽光発電設備、蓄電池の設備を完備したところでございます。万が一被災をし、災害対策本部が十分な機能が発揮できないということを判断した場合につきましては、保健福祉会館を第2防災拠点として、活用する計画でございます。

そして、保健福祉会館につきましては、今年度、太陽光発電、そして蓄電池設備の工事を実施いたしまして、計画をし、さらに今回、補正予算をお願いをいたしております窓ガラスの飛散防止対策の工事もあわせて実施をしていこうということで、第2の拠点施設につきましても、整備を今年度中には完了すると考えておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 第2対策本部ということで、今の保健福祉会館というご答弁をいた

だきましたのですが、ここには社会福祉協議会が現在入っておるわけですが、役場機能を持ってきく場合、そのスペースで大丈夫なのかどうか、その点ちょっと心配するところですけどお伺いしたいところです。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 場所等につきましては、通常使います集団健診施設等もございます。また育児の部屋もございますので、そういう畳の部屋等々も合わせながら、設置、運営をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） ちょっと話があれですけど、保健福祉会館で蓄電池の整備や太陽光、それで天井落下の工事等を、耐震化を進めていただいておりますということは、着々としていただいておりますということで理解するわけですが、中央公民館という選択肢はなかったんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 中央公民館につきましては、建築が昭和 58 年の工事ということもございまして、やはりより最近の建築の建物ということ等も考慮し、そしてまた、構造的な部分の中で、そんなところ諸々を考慮し検討した中での結果ということでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） では、この話は保健福祉会館ということで、こういうことにならないように、是非願っておるわけですが、さて今回の地震の教訓といたしまして、先ほども答弁でもいただきました。自分の命は自分で守る、自分の地域は自分たちが守る。ここで隣近所とのつながりが大切になってくるわけですが、自主防災組織は 68 自治区中 6 自治区、それから自衛消防団は 16 消防団が、今、組織されております。計 22 に止まっているという言い方のほうがいいのでしょうか。この中で自主防災組織については、組織化を図る速度を早めてもらう必要があるのじゃないかということで、前回の議会説明の中でも、28 年度の重点目標として、その自主防災組織を重点的に組織化を進めていきたいと説明があったわけですが、今までできてこなかったものが、本当にできるのかなという疑問が湧いてくるわけです。できる見込みがあるんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 議員仰せのとおり今現在、町内には自主防災組織が 6 組織、そしてまた自衛消防団という形で 16 団体、地区数にいたしますと 20 地区ということでございます。自治区に対する非常に組織数が少ないということで認識をしております。過去の震災においても、自助、共助という人命救助等に大きな力を発揮した実績ということが、今議員、仰せのとおりこの組織化、組織数の増というものは急務であるということで認識をいたしております。

そのため本年度におきましては、防災担当の主幹を専任をいたしまして、今回、策定をいたしました地域防災計画の自助、共助編という部分の、町民の皆さん方にもっとわかりやすいような形でガイドライン的なリーフレットを作成いたしまして、県の防災専門員のアドバイザーの協力も得ながら、各自治区のほうへ積極的に訪問させていただき、研修等の訓練も合わせて実施をしていきたいということを考えております。こういう研修を積み重ねる中で、自助、共助という形での意識改革を行っていきまして、自発的な自主防災

組織の組織化を図れるように努めてまいりたいと考えております。

○議長(中瀬 信之) 9番 北 守君。

○9番(北 守) 今の答弁ですと、啓発あるいはそういう主幹を置いて、専門的にやっていくということは、よくわかるんですけども、組織化という問題になりますと、これはまた違うんですね。そこら辺がやっぱり何年までにこれを何%をやりあげていくという、そういう目標がやっぱりあるのか、ないのか、そこら辺が心配するところですので、もう一度ご答弁願いたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 68 自治区一律というわけにはいきませんので、68 自治区、ご承知だと思いますけど、いろんな自治区があります。中には9戸ぐらいの世帯数の自治区もあれば、大変子どもさんがいない、特に旧田丸町内の自治区がそうでありますし、そして高齢化もどんどん進んでおる。中にはいつも意見が出てくるんですけど、町の消防団員が出せない、なっとしたらいいんやと、それが率直な悩みなんです。だから、なかなか区の事情がありますから、一気に進みませんけれども、どうしたらいいのか、そういうところは担当が出て、そして、いろんな方法を模索していきたいと、こんなふうに思っています。事情がいろいろありますから、しかし、随分とできるところは積極的に動いてきてくれておるなというのが、今の実態でございます。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 今年度につきましては、こういう新しく実施をいたします地区への訪問地区数につきましては、担当から 20 地区を目標にするという考え方を持っております。そしてまた、組織化につきましては、平成 32 年を 10 地区まで増やすという考え方で進めておるところでございます。以上でございます。

○議長(中瀬 信之) 9番 北 守君。

○9番(北 守) 具体的な数字をいただきました。さらに町長からも区の事情もあるということで、理解させていただきました。この話を聞かせていただいて、万一の場合は、今地震が起こったと、こういう時は今、組織があってもなくても、区の中でやっぱり自分たちが守っていく自助、共助と今おっしゃってみえたんですけど、という形でとられると思うんです。それだけにやっぱり区を大事にしていきたいと思うんですけども、毎年、区長を対象にまちづくり研修を実施していただいております。防災研修を継続的に続けていってもらっていると思うんですけども、今までに5年間あまりやっていただいたんですが、何か効果が出てきたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 効果等につきましては、実際このまちづくり研修に参加をいただいて、そのあとに組織化された地区もございます。今、この 23 年度から実施をいたしております防災まちづくり研修という内容でございますけど、今年度も実施の計画をいたしておるところでございます。これらにつきましては、昨年、参加者の皆さん方からいろんな声を聞かせていただきますと、どうしても平日になりますと2日間、休まなければならんということ等も合わせて、今年度は週末等も併せ持った形での計画をいたしたいと考えておるところでございます。

○議長(中瀬 信之) 9番 北 守君。

○9番(北 守) 確かに地道にやっておられるということもありまして、効果は上が

っておると思います。区長経験者ないしは区長を止められてもですね、防災の意識を持って、区の中で働いておられる自治区もあります。そういうことも考えてみますと、やっぱり地道にやってきたのかなとは思っております。

それから、自治区への情報提供につきましては、広報で随時に知らせていただいております。マップもつくっていただいて、知らせていただいておりますけれども、地域担当制というのが、この玉城町独自にあるわけですが、これは切れ目なく、そういう担当制の職員を活用する活用方法を考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 地域と自治区、役場とのつながり連携ということに関しましては、非常に重要な施策の一つと捉えさせていただいておりますし、また、議員仰せの中での地区連絡員、役場では地区担当ということで、各地区に役場担当職員を付けさせていただいております。これにつきましては、今まで同様に各区長さん方を毎月、訪問させていただいて、これにつきましては、毎月発行します広報紙を持参し、区長さんとの連携を図るということ、面談をいたしまして、綿密な連携を行っておるという状況。

これにつきましても継続して実施をしていきたいと考えておるところでございますし、また、今年につきましては、5月に開催をさせていただいております小学校区単位の、町の幹部、そしてまた地域の自治区の区長さん、民生委員さん、社会教育委員さん、保育所、学校の関係者の方々、また駐在さんも含めまして、意見交換会、講話会という形で開催をさせていただいております。こういう中でも防災関係の事から、そしてまた各地域での自主的な取り組み等々の意見交換をさせていただき、連携を深めていただきたい。

また、喫緊の課題等につきましても、・・・させていただき、それに向かっての対策も講じていきたいと考えております。そして、また今年につきましては、町長、当初ははじめから各区長さん役員さんとの意見交換、町政懇談会という形で実施をさせていただいております。これにつきましても、現在34地区の自治区の区長さん、役員さん方と意見交換をとらせていただいております。あらゆる手段を講じて、自治区の皆さん方との連携強化を図っていきたいと考えておりますし、この地区の担当者につきましても、その中の・・・を担うと考えておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 区が一つの単位ということで、役場も努力されておるということをよく理解したわけです。さて、ちょっと問題が変わるんですけども、当初予算に農村地域防災減災事業ということで、ため池の4,850万円が計上されました。それで、既に動き出しておると。これはパンフレットとそれからため池の改修と、ちょっと理解しておるわけですけど、町内のため池は耐震調査も含め、現在、調査中だということ聞いております。資料編の中を見せてもらいますと、30箇所ため池があるわけです、町内に。

この間の熊本地震でも、あそこのため池が決壊したら、橋が流れるぞというところが映像で出ておったわけですが、宮古の汁谷池をはじめとした人家に影響のあるため池は23箇所あると。23箇所全部が警戒ため池となっております。少し問題があるわけですが、ため池の改修を必要とする箇所は、一体何箇所あるのか、改修する箇所は何箇所あるのか。また、改修が必要と判断できることになれば、いつまでに改修していくのか。計画はどうなっているのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほどのご質問でございますけど、平成 25 年度にため池の一斉点検をいたしました。その中で 30 箇所のため池の調査をしたわけでございますけども、これでは簡易的な調査ということでございましたが、構造的に決壊にいたるようなものはございませんでしたが、先ほど議員おっしゃられた警戒ため池という人家に影響のある可能性のある箇所でございますけど、23 箇所とおっしゃられましたが、こちらが認識しておるのが 24 箇所でございます。

その中で漏水のひどいため池が 2 箇所ございました。それと、またさらに詳細な点検や調査が必要と判断されたため池が 10 箇所ございまして、順次、地質調査や耐震性の点検診断を行い、合わせてハザードマップの作成を進めておるところでございます。本年度の予算でございますけど、さらにハザードマップの作成、それと、耐震性の点検診断を進めたいということで、予算計上しておりまして、まだ改修の予算というのを計上してございません。さらに現状の把握を進めていきますとともに、27 年度に先ほどの改修の必要な漏水の必要のあるため池につきましては、設計が完了しておりまして、ただいま予算要望しておりまして、折衝中でございます。

それとまだ一斉点検の中での簡易な調査の中におきましても、にじみ程度の確認されているため池というのも多数ございまして、今後さらに詳細な調査設計を進めていかなければならない部分もございます。ですので、まだ修繕箇所というのが確定してございませんですし、これらの調査を進めていく中で、箇所が確定をいたしました段階で、年次計画を立てて進めていきたい、そんなふうに考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 9 番 北 守君。

○9 番（北 守） 担当者の方は現地を歩かれておると思うんです。これはどんな状況にしろ、どんな形にしろ、山を歩いてため池の回りを歩いて、どうなんやということは確認しておられると思うんですけども、そこら辺は早急に人命に関わる問題ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、これは特にですけども、今回ヘリコプターの応援も非常にありまして、熊本地震では大変威力を発揮しました。玉城町にはヘリポートがないんですけども、ヘリポートを今後、考えていく考えがあるのかなのか、その点をお伺ひします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 地域防災計画の中にも、防災ヘリコプターの応援要請計画というものもございます。そして、応援要請、そして受入体制の構築、要請の原則、要請の方法、活用内容を明記しておるところでございます。ヘリポートにつきましては、各小学校のグラウンド、玉城中学校のグラウンド、そして、お城広場という 6 箇所をヘリポートとして指定をいたしておるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 9 番 北 守君。

○9 番（北 守） それでよくわかりました。あと水が不足したということも聞いております。古井戸の活用、以前にも質問された議員もおりましたんですけども、井戸の活用も是非考えていってもらいたいと思ひます。いろいろと今回の地震で、課題が浮き彫りになりました。今般の地震は本当に予測のつかない地震でもあったわけです。それで、ここで広報 6 月号に町長のコラムが載っております。このコラムはこの時期に載せていただいたんだと思ひますけども、熊本地震のことが書いてありました。この中でちょっと 1 点聞

きたいことがあります。といいますのは、今後ともに助け合う地域での防災活動をお願いすると同時に、小学校区ごとの防災訓練を実施してまいりますと、こうコラムの中には書いてあるんですけども、それならいつ実施なのか、また具体的にそういうことがわかっておればお聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 小学校単位での訓練の実施ということ。これにつきましては、先にお話させていただいた避難所の運営の訓練ということになるかと思えます。これにつきましては、夏から秋以降ということで、その前にも、先にもお話が出ておりました防災まちづくり研修会の実施をさせていただいて、その後、この研修会を夏に実施をし、その後、各小学校区の訓練ということで秋までには済ませたいと考えておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） ちょっと私の認識が甘かったんですけども、甘かったというか、ちょっと考え違いしておったんですけども、いわゆる小学校区ごとの避難所の運営に対する訓練ということで理解させてもらいましたし、秋までにとということで、これ確認させてもらいましたので、是非やっていただきたいと。最初の一步からやっていただきたいと思えます。

それからコラムの中に、これは非常にいい言葉だなと思えましたんですけど、是非日頃から災害に対する備え、家具固定や耐震対策を行い、身の安全を確保してください。また、生き延びることのできた人の約8割は、家族や近所の住民による救助でした。したがって、普段から近所つきあいが大切だと、このように町長は結んでおられます。まさに私もそのとおりだと思います。今回の熊本地震の教訓を生かして、対策を今一度点検していただきたいと思えます。

災害に強い町として、今後の防災対策を見直し、町民の安全に最善を尽くすことをお願いして、この質問を終えたいと思えます。

次に移らせていただいて、2点目の自治区未加入者の補助金等の要望、取扱いについてのお考えを聞かせていただきます。現在、玉城町には68自治区ございますが、毎年自治区から要望書が出され、それに基づき予算措置の必要なものは予算化して、要望の実現に努力していただいております。

ところが自治区の組入りをしていないお宅も、年々増えてきている状況だと聞いておりますが、例えば集落の基区ですね、回りに小規模な団地が増えてきていますが、ここに住む住民の方は、区入りをしていない世帯があるので、区の恩恵を受けることはありません。区入りが無い世帯について、普段からのつきあいが手薄になっていかないか、心配する危惧するところでもあります。

災害についても自助、共助の観点から考えますと、絆が保たれていないかどうかということが、気がかりでもあります。町としても一般質問でも、他の議員さんから何回か質問され実行にも、今現在、移されておりますが、区への未加入者の具体的にどのようにしているのか、対策をどのようにしているのか、区、町として、区入りを積極的に進めてもらった成果はどうであったのか、お聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 区入りの加入促進ということでございます。これにつきまして

は、平成 25 年 6 月に役場職員の中で、自治区加入促進検討会議というものを設置をいたしまして、検討を重ねておるところでございます。区長さんにもご協力をお願いいたしまして、加入促進に関するアンケート調査というものを、当時実施をさせていただいた。その結果といたしまして、68 自治区の中で 53 区の回答がございます。そのうち 37% が全世帯加入をしておるという内容でございました。

そして、未加入世帯に対します自治区は独自で加入促進をしている自治区につきまして、34 区の中で、10 地区で、口頭なり文書で実施をしておるという結果内容でございました。これらの結果を受けまして、自治区に加入をしましょうという形で、このような形のパンフレットを作成させていただいております。

そして、転入の手続きの窓口におきまして、このような今、申しあげましたパンフレット等とあわせて加入促進を図らせていただいておりますというところでございます。この加入促進の中には、配付する時には、加入するのはということで、あなたの住んでいる自治区の連絡先と、ここを明記して地区がはっきりわかるような形での連絡先等を明記をして配付をさせていただいておりますというところでございます。

効果等々につきまして、加入の実績数等々を見ますと、非常に数字的に加入の率が上がっておるかという、やはり 80% 弱ということで横ばいのような状況でございます。ですけど、やはりこのような活動を、やっぱり進めることによりまして、維持がさらにということは非常に難しいところはあるかと思うんですけども、維持をしていきたいと考えておるところでございますし、また、加入促進につきましては、総務のほうで戸別受信機の申込みという形での防災無線の戸別受信機の配付をさせていただいております。これらを有効に活用していただくということ等も含めて、役場からの放送だけじゃなしに、地域での放送が流れるということも含めて加入促進を図っておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 9 番 北 守君。

○9 番（北 守） 総務課長の答弁で、よくわかったんですけども、そもそも区入りにつきましては、区と当該世帯人との間の問題であります。したがって、行政がどうこう言うものではありませんけども、今、言っていただいたようにパンフをつくって、推進していくのが、やっぱり役場であると。そういうふうに先頭に立って、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

今後はどれだけ努力してもらっても、ちょっと言い方が悪いんですけども、だんだんこういうケースが増えてくるんじゃないかということで、行政も認識した上で進めていっていただきたいと思うわけですが、次、今日、一番聞きたかった、本来の質問に移っていくわけですが、現在の補助金規定というのがありますよね。それで、これは玉城町の場合は、条例で決まっておりますので、玉城町補助金交付規則というのがあるわけですけども、規則ですので、議会でもやかくこの内容がどうのこうのというものではありませんけども、住民生活に密着した問題として、今回お聞きするわけですが、この規則の補助対象者が自治区を主体とした補助制度の背景になっているように思うわけです。

これは玉城町の行政の基本政策そのものと受け取っていますから、ここで質問を進めていくわけですが、これは 1 つの例ですけども、あるところで振興住宅には防犯灯がない。その住民が暗いから付けてほしいという話があった。その住民が補助金申請をしたいが、するには役場の職員が区へ言ってもらおうようにと、役場で言われたということです。この話は実際にあった話です。職員が区長に言うように伝えたんでしょうか、本当に。そ

ういう認識でいいのかどうか。もしそういうことなら振興住宅の人たちは、組入りしていないので、補助金申請ができなくなるのではないかと思うんですけども、その見解はどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 振興住宅の形態にもよるかと考えてございます。区長さんに言っただくというのは、その地域としての全体のバランスを見ていただく必要があるということの中で、区長のほうに一度ご相談いただいて申請をしていただきたいという格好で、窓口のほうで対応させていただいたものと認識しております。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） ということは通常は区長に言っただくというのが、役場の指導方針だと、こういうふう理解してよろしいんですか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 町といたしましては、こういう要望関係につきましては、個人での申し入れというのを、原則承っておらずに、全体の区としての要望、何名かの集団という感じですかね、多数の方での団体なりということでの申請を受けさせていただいておる、そのような観点からこのような対応をしたものでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） ちょっと時間がなくなってきましたので、答弁も明確にお願いしたいと思います。

結局どうしたらいいかわからずに、こんなやり取りの中で、防犯灯の実現はできなかったというケースがあります。これは事実です。ここで補助金等の規則ですが、この中に10人以上で組織している青少年婦人団体とあるのは、区としてという、そういう意味で捉えていいのかどうか。その点お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 補助金交付規則の第3条におきまして、事業の主体というところでございます。第1項につきましては、農業組合、土地改良区、行政区ということであつてございます。今、北議員がおっしゃいましたのが、2項にうたっております、10人以上で組織する青少年団体、そのあと続いて生活環境施設の整備ということで、防犯灯にあたりましては、この生活環境施設の整備ということで捉えていただければいいかと考えておりますので、10名以上の方での団体であれば、それを事前に町で認定しておれば、補助する団体となりうるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 規則の中ですので、ちょっとここら辺が読み違えすることがあると思うんです。そこで、この小規模の団地の場合、10人以上という考え方と、どこに文書がかかっておるのか、ちょっとわかりませんが、もう少しわかりやすく文言を整理するというか、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今の段階でこの文面を見直す予定というのはないという考え方をさせていただきます。もう1点、他方、別の見方ではございますけども、防犯灯を設置いたしますと、電気代とか発生してまいります。また、その後の維持管理の費用等も発生してまいりますので、それがしっかりした団体ではないところに補助をするというのは、

いかなものかということの中で、事前登録していただければ、事前に承認を得ていただける団体であれば、補助金を交付させていただくという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） ということは、10人以上で組織している団体、環境の団体とちょっと意味が違うんですね、これはたぶん。たぶん意味が違うんですよ。それで10人以上で組織しているということが、一つの要件であって、それで未加入者というのは、環境であろうとなかろうと、それとは関係ないと思うんです。その中の解釈がなんか昔の規則のままに残っておるように思うので、これをもっとわかりやすい条文に、やっぱり変えていただきたいと。

それで、特に未加入者の小規模な団地単位で、防犯灯が設置してもらえような規則、規定に改定する考えはあるのかないのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） ただいまの補助金交付規則での条文の解釈の捉え方と考えてございます。今この条文の10人以上で組織しているものの文言が、今、議員仰せのとおり清掃面、婦人団体だけじゃなしに、今、中村課長が申し上げました生活環境の整備とか、生産条件等々の目的とする生産団体ということで、やはり個人の補助というものは公共としてできない。ある程度、組織化をいただいて、その中での役場のほうでの承認という形ですけど、お互い了解した中で、補助規定をしておるということでございますので、現在これを考えるという考え方ではありません。運用の中で、議員仰せの中での対応も十分図っていきたいと思っておりますし、また、課題としては今、申し上げました維持管理の部分、どうしていくんだというところがございまして、そちらのほうも協議をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 時間も押し迫ってきましたので、ちょっと端折っていきますけども、次に、これによく似たケースで、ほかにもごみの集積所の使用については、区に対して補助金を出しておるわけです。それで、未加入者の住民の方は、よくトラブルがおきると聞いております。ある区によっては、年間300円を出して、それで組入りしていない方に、ごみを捨てていただいておりますということもあるんですけれども、ごみの場合は町の責務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、ごみ運搬収集を行うことになっておるわけです。

住民である以上、ごみの収集や運搬を処理しなければなりません。加入者、未加入者関係なしにしなさいということになっておるので、ここで資源ゴミの集積所の場合は、所有が町です。これから可燃ごみ等の集積所の所有権は、一体どこにあるのか。区か町か、たぶん区だと思うんですけども、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃるように可燃ごみの集積場につきましては、自治区の所有という格好になってございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） そうしますと、集積所の補助金の補助決定、あるいは集積所を直す費用については、区の所有ですから、当然、区に補助決定が降りるわけですけど、現状の未加入者の場合は、補助金が出せないと思うんです。もしつくりたいという団地、小規模

団地があった場合。その時に、町としてもどういう対応をされるのか、その点をお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在、可燃ごみの収集のステーションにつきましては、220箇所を超える箇所がございまして、そのうち 56 箇所につきましては、自治区ではない、設置主体ということで、団地の開発時であるとか、小さい団地の中で共同でつくられたとか、そのような経緯のものもございまして。ですので、先ほど 10 人以上の団体ということでございましたら、そのエリアの方でつくっていただければ、補助のほうはさせていただきますので、その補助を使っていたら、集積所をつくっていただくことは可能かと思っております。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 10人以上という要件、よくわかったわけですが、これを解決しようと思ったら、資源ゴミの所有権は町です。それで、今いったように、ごみの集積所は区です、所有権が。ごみの集積所を区の所有じゃなしに、町でもった場合、補助金を出す必要がなくなるわけです、直営でやれば。そういう場合は加入者、未加入者、関係なしにできますので、そういうところの考えはあるのか、ないのか、直営にするという考えがあるのかないのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 先ほど来からの地域のつながりということも、町のほうで推進させていただいておるところでございまして、仮に北議員おっしゃいますように、町のほうでの所有ということにさせていただきますと、ごみの集積所のあたりの清掃を地域でやっていただいております。この部分がなくなっていくのではないかと懸念もございまして。これは1つのきっかけではございますけれども、生活していただきましたら、必ずごみの排出が出てこようかと思っております。

そこで、ごみの集積所で、地域の方と、近くの方と顔を合わせていただく、その機会を捉えて、地域づくりにつなげていただくことも必要ではないかと考えておりますので、現在のところは直営で設置するという考え方はないと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） このままでいくということですが、これ時間もありませんので、町長にこれはお伺いしたいと思います。現在の 10 名以上という解釈が、私はなっとも納得がいかんところですが、これがわかりにくいというのがありまして、町長としまして、この補助金の規則を変える必要があるのかないのか、その点、町長としての立場からお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 条例規則、原則的などころで定めがあるわけでありまして、特に必要となる場合には、特別に判断できるという附則もあるわけでありまして、実態に応じて町の皆さん方が困らないような判断をしなければならんこともあると思っております。できるだけ住んでおられる皆さんが困らないような形で、柔軟に対応できることで対応したいと。そして、基本はやはり地域の皆さん同士で助け合うと、協働して使っていただくという隣近所のつながりというものも大事にしてほしいと、そんな考え方でいきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 町長のほうから答弁いただきました。1つは考えてもらえる材料ということで、これを受け取ってよろしいでしょうか。最後にとめるようですけど。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 厳密にはいろんなことの判断でありますけども、その都度その都度、現場を見て判断したら、それで解決できることやないですか。私はそう思っています。それで住民の人が困らないようにしていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君。

○9番（北 守） 人口の増える町として、確かな施策を今後も期待しておるわけですけども、こういう観点から区への未加入者の対策を、きちんとした方針を持って対処していただくことをお願いして、私の今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、9番 北 守君の質問は終わりました。
途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

13番 奥川 直人君の質問を許します。

13番 奥川 直人君。

〔13番 奥川 直人が登壇〕

《13番 奥川 直人 議員》

○13番（奥川 直人） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。今回は大きく2点質問がございまして、1点目は、玉城町地方創生計画と第5次総合計画について、お聞きしたいと思います。

その中で、4月からこの2つの計画がスタートしたのですが、成功をめざすために住民の皆さん、または組織の皆さんがどのように、その計画に参画されるのかをお聞きします。2つ目は、創生計画の中で、玉城町として就業人口、要は働く人の人口を増やしていくと、このような目標を4.4%上げるということをおっしゃっていますので、その施策についてお聞きします。

そして、3つ目は玉城町の平均所得が今現在275万円だと、このように言われていまして、この計画が3年半ぐらい先に完結するということでございまして、その間、275万円でいくということなので、それがいいのか悪いのかということで、この275万円が玉城町の平均所得としていいのかどうかということをお聞きしたい。

大きな2番目としましては、これはこの4月に、28年度が始まって、辻村町長が施政方針で、28年度の目標はこうだということをおっしゃっていました。その中から優良企業立地を進めるということ。2つ目が農業者所得の向上をめざしていく。そして、3つ目が集落の道路、または安全施設の整備を行っていききたいというので、どういう形で具体的にされるのか。

最後に、玉城町税収の効率、これは長年の課題ですけれども、それを向上していくということをおっしゃっていますので、その辺の中身を具体的にお聞きをしてみたいと、このように思います。

それでは、地方創生計画及び第5次総合計画について、お聞きをします。この計画は、玉城町がこれから5年間、歩む羅針盤ということで、非常に重要な計画であると、このようにおっしゃっているわけであります。4月からスタートして、もう2カ月が経ちました。計画を進める上で、今もっとも重要な時期であり、3月の議会に引き続いて、行政の皆さんと町民の皆さんと、今後のこの計画の進め方を共有できるように質問してみたいと、このように考えております。

ちょっと少しおさらいしますけれども、地方創生計画でありますけれども、これは日本全体が少子化傾向であって、人口も都市に集中する。そして、特に地方の人口が減る。そして、地方の多くの自治体が消滅するのではないかということが言われておまして、国としても地方創生計画づくりが、国としての地方創生づくりが始まったという流れであります。

前回は申しましたが、この計画は玉城町として972万円をかけて、まち・ひと・しごと総合戦略をつくったわけであります。狙いとしては玉城町から人口が流失しない。子どもが増える。外から移り住む人が増える。そして、玉城町の人々が健康で長生きできる。理想のまちづくりということで、これは従来のまちづくりと施策自体は、何ら変わってないといえるんですが、国がいつています人口という指標が、大きく違ってきているところであろうかと、このように思います。

今回、こういった計画をつくっているわけで、この中で玉城町はどうするんやということが書かれているということであります。先ほど申しました流出しないとか、子どもが増えるとか、4つのポイントを実現するために、何が大事なのかといいますと、もっとも大事なのは、これ前回は言ったのですけれども、定着して働ける場があると。そして、安定した所得が玉城町に住んでおって得られるなど。それで、生活コストが安いと、それで便利がいい。こういった条件があったら人口が増えるのかなと思いますけれども、例えば逆にいえば玉城町に住んで稼げなかったら、やっぱり人はほかへいきます、出ていく。所得が少なければ子育てとか、教育費とか、心配になるので、子どもがたくさん生めないということにもなるかもわからないと。

働く場所が近隣になれば、玉城町に移り住んでくる人も、いくら環境がよくても、そういうことはないだろうと。そうすると、もしかすると、お金がなければ健康で長生きできないかもしれないということで、やっぱりそういう安定した収入を、地域の中で得られる条件というのが大事だと、これは行政の計画の中でもうたわれております。この4つの条件が満たされて、はじめて玉城町は良い町で住み続けられる町になると、こういうことでもあります。

ですから、計画の中でもそういうことは、雇用の関係はうたわれているということで、そこについて今から質問してみたいと思いますが、その前に地方創生計画の作成は、この4月からスタートして平成31年が着地地点となっておりますので、活動期間は約3年半で目標達成しなくては、972万円が無駄になるかもわからないということで、急ピッチで進めなくてはならない計画であります。

この地方創生計画と第5次総合計画が2つありまして、今年4月から同時にスタートし

ておるわけですが、町民のまたは町のいろいろな組織がありますけれども、その人たちとどう関わって周知をされているのか。こういう計画を進めるよとということが、周知されているのか。それは創生計画と総合計画と、それぞれご答弁いただきたいと、このように思います。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から地方創生計画及び第5次後期総合計画についての質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。議会でも度々ご協議をいただいて、ご意見をいただきながら、策定をさせていただき、そしてまた多くの町の皆さん、小学生、子どもたちにも参画をいただいて、近隣の市や町の策定計画よりも、約3倍ほどの所用時間も要しながら、回数も要しながら、熱心に取り組んでいただけてきたと思っています。

今、奥川議員、質問の中でもるるご説明いただいたとおりでございます。まさに人口減少をどうしていくのかということでございます。これは国が法律をつくって動きが、平成26年から出てきておりますけれども、その前からそれぞれの市町が、町の将来をどうしていくのかというのは、常々考えてスタートしておるわけでありまして、今回、新規にこの事業、あるいはこの計画をつくっておるといふふうには、私どもは認識をしております。

玉城町の総合計画におきましても、スタートは昭和46年からスタートをさせてきた、第5次の総合計画、今回その後期基本計画を策定しておると。つまり継続であります。また、まち・ひと・しごとの創生計画につきましても、既にご承認いただいて、先行型あるいは加速型、そういうものも順次、町としては取り組みを進めておると、そういう状況でございます。

また、補足は、中身は詳しく担当それぞれ所管からも申し上げますけれども、まずは策定をいただきましてから、これの概要版を各世帯にお配りをさせていただくということにさせていただきました。そして、特に総合計画の中にも、協働の下で続ける効率的なまちづくり、これが大事だということを掲げさせていただいておるわけでありまして。つまりそれを行政経営指針として、これから目標を共有して、そして町の皆さんと一緒に、力をあわせてまちづくりをしていくと、こういう考え方で、これからも取り組んでいくということになってございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 町長、前回もこの質問をさせてもらった時に、町長のほうからこの概要版、これについては全戸に配付しますということでした。あとインターネットのホームページにも、こういう形で総合計画の、玉城町の人口ビジョンについては出ているわけです。しかし、私が心配しておるのは、配ったんですけれども、これを見た人、読んだ人、理解した人、これが何パーセントみえるかという予測を、どう持っておられるかということなんです。

やったよと、後はもう知らないでは、これは先ほど言いましたように、3年半しか時間がない中で達成できない。先ほど町長が言われたみたいに、協力しながらやっていくということであれば、住民の皆さんにこういうことなんだということを、しっかり理解してもらって、目標も理解してもらって、そして、組織も含めて一人ひとりがこういうことを

していこうというものになっているのかどうかということを知りたいんですけども、その辺についての実績はないと思うんですが、うまくいっているとか、いろいろなそういう課題があるんだとか、その辺をちょっと少しお聞きを、町長にしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） このまち・ひと・しごと総合戦略ですけども、総合計画につきましては、これは町の羅針盤ということで捉えてもらっているわけですけども、このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、やはり担当課長としましては、向こう10年、20年というものを見据えた中の計画ということの、まず5年間をつくれということでしたので、つくらせてもらったところです。

この中では、やっぱり我々は行政にこのプランを、皆さんに見ていただいた中で、何パーセントというのは、なかなか答えにくいんですけども、見ていただいた中で、行政に頼らないまちづくりとものを、まず悟っていただきたいと思っています。まちづくりというのは公共性のあるものですけども、行政だけで公共がやっていくということではないということと、それから、人口減少をどうしても10年先、20年先、30年先の人口減少を語らねばならないんですけども、この伊勢志摩地域の人口を見ていく中で、これまで人口が減っていけば、当然、税収も落ちる、職員も減る、そういうような状況が待っているわけですから、この中で行政に任せておいたら、やっぱり平等がこのまま維持ができるかどうか。今後はこの全ての地域に、本当に均一に行政のサービスができないんじゃないかと。税収が落ちた分だけ、行政サービスが低下していくんじゃないかと。また、その分、質が落ちるんじゃないかと、量も質も落ちるんじゃないかという不安が、当然よぎると思います。

それを失くすために、我々はこの計画をつくって、事業の主体を町民の方、住民の方に、区民の方になっていただきながら、行政はどのようにしながら、民と公と一緒に携えて、この地方創生を乗り切るかというところが、今回のこの総合戦略の柱だと思っています。そのためにも、我々は民がやりやすいように、また、ルールや制度をしっかりとつくって、また、互いに影響しやすい環境を整えながら、新たな役割が我々に課せられているんじゃないかと思っています。

ですから、民間とか住民の方には、今後も高い公共意識を持ってもらいながら、また我々は逆に高い経営意識を持ちながら、両者がかかみ合ってやっていかないと、今後この地方創生の総合戦略は進まないんじゃないかと、このように思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） これは明晩、私も見させていただきました。そうすると、見るとほくなるほどと思うんですけども、こういう人口が減ると予測されるので、あと就業環境を良くしていきましょう、暮らしやすさ、子育て、広域で賑わうまちづくりをして活性化しましょう、これはなんていいますかね、住民がどこまで関わると、より良い環境づくりをめざしますと、めざします、めざします、何とかね、それ先ほど課長がいただ掘れた不安がよぎると、これ皆しておけばいい町になるやんかと、不安なんかよぎりますやんか。そのよぎるということを、どう伝えるかということ、僕は聞いておるわけなんさ。

これ見たらそう思いますよ。これを読んだらね。だから、放っておくところなんやと。こういうことをめざす時に、じゃ区もそうだ、いろんな団体もそうだ、そして住民一人ひとりもね、こういうことが危惧されるので、こういうことで町が何いかわからんけども、

協力してくれというものが、本当は大事な何かと違うかなと思っておるので、このスタート時点が大事なんで、私はこの間、先ほど言われておったの何やったかな、地域講話会、各区長さんも集まって、各地域でやられた。ホームページは外城田地区で、申し訳なかったけど、傍聴かなんかでお邪魔して聞いたら、この話が出るのかなと思っておったんですよ。何も出やん、この話ね。じゃあこの話はどこで伝えるのやというチャンスを1回逃がしておるもんで、本当に大丈夫なかなと心配したんで、再度ご検討をいただいて、足元を固めて進めていただきたいと、このように思います。

次に、質問いきますよ。次は、この概要版の一番大事な、先ほど雇用というお話をしました。この玉城町に住んで所得があつて、こういう雇用をするために、基本的な目標で地場産品の付加価値向上、ブランド力強化と魅力ある就業環境づくりをめざす。そしてその結果、玉城町で働く就業者数、就業率が60.6%から65%、4.4%上げる。これは結構なことやとこのように思います。この4.4%は一体何人やと、これを聞きたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) この計画に載っております所得平均のデータでございますが、これにつきましては課税標準額の段階別の所得割額に関する調べから算出したものでございます。したがって、ここの部分につきましては、26年度の実績でございますと、総所得金額が182億5775万円ほどになりまして、そこにある納税義務者数につきましては、6643名ということになっております。その目標であります。ここの4.4%のアップの数字でございますが、こちらについては予測ということでございますので、総所得額、それから人数につきましては、ちょっと直ぐに具体的に算出したものではございませんが、目標額ということをご理解をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川 直人君。

○13番(奥川 直人) 目標額、額は聞いてないよ、僕は。何人かと聞いておる。4.4%は何人なんやと。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) この人数につきましても、現在のところ具体的な数字というのは、目標としては持っておりませんが、あくまでもこれだけの就業率をあげくということで目標にさせていただいたものでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川 直人君。

○13番(奥川 直人) ここでそもそもスタートするのが間違ってるのじゃないかと思ます。玉城町で今これだけの人が働いていると。その人が何人おって、それを4.4%上げて、こんなん当然、数字がなかったら、思いだけの計画ってありえへんよ。せめて玉城町で就業人口は何人おるのやと。だから、これをこれだけ、例えば22年の国勢調査、これが出てますやんか。7428人や。これを見たらね。それを4.4%って、327人増やすと。こうなっているんで、327人ぐらいは増やさないかんのやろなど。そうした時に、林課長、例えばこの目標をつくったはいいいんだけでも、農業だけに力を入れるのかと。違いますやんか。農業も建設も製造も運輸も卸売も技術サービスも、いっぱい玉城町の中で仕事しておると、どこへ力点を入れるのやと。

それで、それはこういうところに力点を入れて、増やしていきたい。今の時代ですよ、そういう物があつて計画やと、あつて目標が達成できると。このように思うんですが、そ

の辺りですか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、うちのほうも有識者会議みたいなのをつくって、ずっと検討してきましたし、また、議会の皆様にもお示しをしまして、民産学金労言、議会も含めてつくってきたものを、今ご否定をされても何と答弁したらええんかわかりませんので、ちょっと今、困惑しとるところです。以上です。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） あのね、否定してないんですよ。目標とは何やと。否定してない。だから4.4%でいいわけですよ。でも、4.4%は何人なんやと。否定はしませんよ、4.4%はあかんとはもの言うてませんから。4.4%の根拠というのは何人でね、本来そうですやんかな。目標をつくるのは。その時にじゃあここへ力を入れてね、この計画を実現していくんだと。それは否定すると言われるのは、議長、私は困るよ。何も否定していませんから。ちょっと言うたってくれる。否定はしませんよ。否定、訂正してもらわないかん。否定なんかしてないよ。ごく自然に聞いているだけです。4.4%というのは何人なんと玉城町で、それがわからな、これ事が進まんやんか、計画だつて。

○議長（中瀬 信之） どうですか、出ます。

暫時、休憩します。

(10時34分 休憩)

(10時35分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） ということで、4.4%の数字については、どういうことなんだと、何人なんだと。それを玉城町としてめざしていくということを、町民の皆さんにもわかりやすくしていただきたいと。

次、町民の年間所得額、これは今、275万円の目標、今、ベンチワーク、今現在275万円で、これから4年間ぐらいになるのですけども、この目標が275万円で、先ほどはやっぱり275万円で維持していくと。確かに社会情勢も厳しい中で、275万円という設定を町として4年先も変わらないとうたわれておるわけですが、275万円って私ちょっとよくわからないのですけれども、多いのか少ないのかという生活水準としては、税務課も含めてみんなどうなんやろと。この辺の275万円の金額をどう見られておるのかというのを、ちょっと簡単な質問なんで、申し訳ないですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ちょっと先ほどの答弁、私、間違えておまして、ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、ここの元々の274万8,000円の数字でございますけれども、このデータにつきましては、課税標準額の段階別の所得割額に関する調べから算出したものでございます。

年間の総所得額といたしまして、182億5777円ということになっておまして、納税納付者の数の6643人で割った数字で算出したものでございます。目標の平均の基本額はどれなのかということになりますが、さまざまな職種がございますので、そういった一概にいえなところもございますので、この点はご容赦願いたいと思います。

ただ農業の関係の認定農業者の関係の指標というのはございまして、こちらのほうにつきましては、だいたい年間所得額が個人で300万円程度ということになっておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） ということで、課税対象者の方の中で、調査をして275万円ということに決められたということですが、この275万円は生活していく上で、私もよくわからないのやけども、どうなんやろと。厳しいんか、これやったら楽勝にいけるんか、どういう感覚で275万はですね、4年先まで設定したか、これをお聞きします。感覚でいいです、275万円の所得はどうなんやと。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） ここの出させていただいた所得額が、やはり維持できるということは、ここの計画にありますとおり、生活のできる範囲ということで、現状維持ということで目標を設定させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） そうしますと、4年先、今の暮らしがそのままということで、物価も上がらへんし、TPPの影響も受けやな、これぐらいでいけるだろうということで、結構かと思えます。

玉城町のじゃあこの275万円というのは、先ほど言いましたけども、就業率の件でも言いましたけれども、いろんな職種があるわけですね、いろんな職種が。たまたま今回、農業にウェイトがたくさん置かれているように、この計画の中の10本の柱があって、10本ありますね。10の施策があって、その中で農業というのは結構ウェイトが高いと思いますけれども、産業別にどんな所得になっているんだろう、玉城町は。農業は300万ということでは言われましたけども、農業で300万やったら275万というのは、非常にどうなんかなと思いますけれども、産業別ってわかりますか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） このご質問につきましては、3月議会でも私、答弁させていただいたんですけども、国でもっている数字が、1次産業、2次産業、3次産業別で、数字が出ておりませんので、やはり数値は把握しておらんというのが実情でございまして、以上でございまして。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） おっしゃるとおりで3月にもさせてもらいました。そして、林課長からいただいたのが、三重県の産業別の数字で、農林業が209万円、三重県平均209万円。それで一番高いのが公務員、ほかに分類されるものも除く676万円と、その中に運輸とか卸売とか、いろんなものがあって、三重県の農林業は209万という数字になって、先ほど300万と玉城町の聞いたんで、できれば玉城町の計画をつくっておるわけですから、玉城町のね、せめてこういう状況を把握できるのは、私は役場しかないんです。産業別にどんな人口構造になってくるんやとか、そして、産業別にどんな所得になっているのやということを、いろんな役場の政策の中で、玉城町の自主、自立のまちづくりをしていく中では、そういうことは絶対つかんでおかなければならない条件で、調べようと思えば調べられるのか、まったく調べられないのか。そこをお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 玉城町で唯一業種がわかる資料といいますと、各事業所から送られてくる給与支払い報告書、皆さんのお手元に届くのは源泉徴収票ということになりますけども、そこにある企業の名前を確認しながら、これは1次産業か2次産業か、3次産業かというのを目で区別するしかないと思っています。

ということは、そのコードふりというのがデータ化がされておりませんので、直ぐにできませんが、手作業でやれば何とか今、源泉1万数千万、源泉がくると思うんですけども、それを分類することが、個人の方で複数枚、源泉徴収票がある方もいますので、なかなか個人所得としては把握しにくいんですが、大まかなところは手作業ではできやんことはないという認識はしています。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 経営という言葉が町長からも聞きましたけれども、行政として先ほど。やっぱり玉城町の実態、これをしっかり誰がつかむかということ、行政しかないんです。玉城町の道しるべ、その実態がどうあるから、こうしてかないかん。そして、その実態をつかんでおれば、成果が出た時に、それは職員が伸びるんです。やった結果、効果が出たねと。でも、今やったらその数字がどうなんかと言った時に実感がないんさ。そういう意味では人材育成も含めて、その行政運営の質も向上させるためには、何らかでいいですよ、こういうルールで、こういう一定の形で、こういう指標をとるよというものを決めて、定期的にチェックをしていくということは、双方にとって、町民にも理解もしてもらいやすいし、是非これからそういうことを進めていただきたいと、このように思います。

それでは、次へいきます。じゃあその辺またご検討いただきますようお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 確認させてもらって再度答弁させていただきたいと思っておりますけれども、源泉徴収票や給与支払報告書というのは、元々国税のもので、それを勝手に使うのはいかがなものかということだけ、ちょっと答弁できなかったんで、また調べさせてもらって、それができないところがあれば、不可能ということになりますので、また、改めてご答弁をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） まちづくりにとって、行政にとって、やっぱりそういうことは非常に大事なので、それは公開するどうじゃないけれども、その辺は理解をいただいて、是非そういうものしかないんであれば、何とか利用できるようにしていただくように、ご努力をいただきたいと、このように思います。そしてまた、結果をご連絡いただきたいと思っております。

続きまして、大きな質問の2番の3月の議会で町長は、玉城町の平成28年度の政策方針、これは産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくりの中で、優良企業の立地、拡充をそくしてお考えを示されておるわけですが、前回もこの質問を町長にさせていただきました。町長は前回のご答弁では、企業の立地については、玉城町を選んでもらう。玉城町で生産活動をしたいと、来ていただけるようなまちづくりが重要とおっしゃっております。

それでは、それはどのようなまちづくりなのか。また企業立地を別の観点でお考えがあれば、それをお答えいただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今回の質問をいただき、前回の私の答弁も、今聞かせていただきました。優良企業さんはどこの自治体でも来てほしい。引っ張りだこです。しかし、企業さんがどこへ立地をするかというのは、選択をされるわけであります。それは国内問わず海外もそうであります。ですから、選んでいただく町になればならないというのは、常々私がお話をさせていただいておるとおりであります。

具体的な話もさせていただいておることもありますけれども、やはり企業さんとの共存共栄、具体的には地域、住民の皆さん、あるいは自治体の皆さんが、企業さんの生産活動に協力をする、そういう意識。そして、もう1つは企業の従業員の皆さん方が、ここで働いて良かったと思っていただくような生活環境、つまり医療や福祉やあるいは保健や、あるいは文化活動や、日常の暮らし、それが本当に利便性が高まっておる。あるいはただ企業さんとして生産活動をしていただくだけではなくて、いろんな全体のバランスのとれたまちづくりができておる、環境面でも整っておると、そういうところが企業さんから評価をされて、はじめて立地をしていただくのではないかなど。ありがたいことに今、大企業さんが立地させていただいておる企業さんは、ほとんどが玉城町を選んでいただいて、回りの自治体からも来てほしいというコールがありましたけれども、玉城町へ立地をして、そして長続きして操業いただいております。こんなにすばらしい町はないと知事はじめ県の方もおっしゃっていただいておりますのが、今の玉城の実態。

ですからこの質をもっともっと高めていく。そう考えておる次第です。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 働いて玉城町に住んでもらうのが、一番ベストですけども、なかなかそうはいきませんので、玉城町で働く工場、いろんな企業が増えるということは、非常に税収面でもそうだし、活気もそうだし、非常にいいことだと思いますが、これは以前にも提案を私はさせてもらっています。

企業は玉城町ってこんな町なんやと、いいねと言ってもらえるために、何をしたらいいんかということで、これは以前にも申しましたけれども、パナソニックや京セラ、これは家電とか産業機器、これを生産しているわけであります。地元企業の商品を買おうやとみんなでというキャンペーンは、これは隣の町ではいろいろやっている。玉城もこんなやつたらどうやと、こういうことを町長にも何遍もお願いをしています。そういうことは、本来は大事なかなど。やっぱり地域住民の方々も含めて、企業が来ていただいていることはありがたいし、行政としてもいろんな大きな口ではいえませんが、税収面でもありがたいということであります。

それともう1点は、玉城町工業会ってあります。この工業界が今、停滞しているような感じで、やっぱり工業会の情報というのは、やっぱり玉城町の産業振興課がしっかり仕切って、総務課も林課長もそうかもしれませんけれども、やっぱり工業会の情報、それと各企業の今後の動向、いろんな形で情報交換されておると思いますけれども、もっとラフな感じで、そういった情報交換ができるように活発化をしていただきたいと。そういうことが地道な活動になると思うんです。地元企業商品、それで工業会との連携、こういうものが地道な活動、企業間のネットワークというのは、たぶん僕はあると思います。そういった中で、玉城町ってやっぱりええとこだという評価されるのではないのかなと思いますので、是非その辺を勝手に私は思っておるんですけども、まずなんかご意見あれば、その

辺に対して施策なり、お聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） このことも何度かお話もさせていただいたり、町の皆さんにも私はく機会があるいはごとにお願ひしてはいますけれども、特に公共施設の省エネの太陽光、これにつきましては京セラさん、パナソニックさん、そういう立地していただいております企業さんの製品を努めて利用させていただいておりますということでもございます。

また、これもつい半月ぐらい前から、毎年行っておりますけれども、企業訪問をさせていただきながら情報交換を、オーナーの方や工場長さんと意見交換をしておるわけでありまして。もう1つは、これもご承知やと思ひますけれども、クリーン作戦でも大変協力をいただいたりですね、あるいは京セラさんは環境経営報告、こういう形で毎年周辺の自治区の区長さんとの意見交換とか、あるいは県とか商工会とか、いろんな方々に経営の状況、あるいは現場視察あたりも繰り返ししていただいておりますと、大変素晴らしい活動をしていただいております。

特に地域貢献という考え方から、夏祭りあたりも盛大にやっておりますという状況もあるわけでありまして。そういうところの熱心な活動、大変ありがたく思っています。そういうところや、もう一つはサニー市のイベント、あるいは他のイベントにおきましても、積極的にブースを設けていただいて、町の皆さん方にも会社のPRなんかでも、大変熱心にやっております。そういう連携があるということでありまして。それが、その地道な取り組みがずっと継続していくと。そのことで町と企業さんとのつながりが安定して、これからも続けられるという、それは私は一番大事にしてかないかんと思ひますので、これからもそういう考え方で進めていきたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 玉城町に来ていただいております企業さんは、やっぱり企業イメージ、これが非常に大事なんです。やっぱり玉城町から嫌われるという大変ですけども、やっぱり企業は地域のために、これは当然だと思ひるので、それは参加していただくことは、企業努力だと、このように私は思っています。私は言いたいのは、行政として工業会どうするのやという場合に、先ほど町長は各企業さんへは個々に訪問していると言われるんですけども、それはそれで結構なんですけども、私は玉城町の工業会の各企業さんが一同に寄ってもらう。そして、横の連携を深める、こういうことも非常に大事なんで、町長が個々にだっと回っておるよりも、それも大事ですけども、やっぱり玉城町として各企業に寄ってもらうと、いろんな企業の中で話し合いをしてもらうことは、非常に良いことだと、これはやっぱり工業会という組織でなかなかできないと思ひますので、そういうご提案といひますか、意見を述べさせてもらっただけで、是非そういう場をもう少し活発に行っていたりすることも企業誘致なり、関連企業との連携、イメージアップにも玉城町のつながる可能性があると思ひるので、こういった地道な活動を是非、新しくつくっていただひいて、継続もしていただければと、このように思ひます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） そういう連携も積極的にやっております。1年前になりましたけれども、平成工業会のメンバーの方が、皆さん集まっております、知事と現場トークもしていただきました。そんな中でそれぞれの企業さんの今の防災、どうしていくのか。あるいは町の皆さん方の避難場所として、ご利用いただけるんかとか、いろんなこと

の意見交換なんかも、知事と直接交わしていただいたり、大変熱心に活動をしていただいています。そんなことはこれからも平成工業会として、取り組んでいただけたらと思っています。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 知事が来られたからじゃなくて、私が言うとするのは、玉城町としてそういうことをやっていただきたいと、このようにお願いをしとるわけです。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 玉城町としてやっております。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、続きまして、次は農業に関してであります。優良農地を守りながら後継者の育成に努め、高い品質の農産物をもって、農業所得の向上をめざしますということで、先ほど中世古課長のほうから話があったのに関連するんですけども、農業所得の向上というのは、具体的に数字は先ほど300万円というのは実績なんか。目標ですか、それで今はいくらでというのを、ちょっともう一度わかりやすく。今、現状いくらで、先にはこれだけにすると、よってこれが農業所得の向上につながると。そして、できればその施策は、こうなると、ポイントでお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねの農業所得の件でございますが、こちらのほうは認定農業者の関係の計画というのがございます。これは元々農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのが、10年計画で産業振興課で作成されたものでございまして、こちらの具体的な経営の指標というのが、ここに掲載をさせていただいております。先ほどの答弁とは重複になりますけれども、地域における他の産業の従事者ぐらいの生涯の所得に相当する年間農業所得ということで、主たる農業従事者が1人だいたい300万円前後、家族経営での目標が500万円前後ということで、指標を定めさせていただいております。

現状の今の数字はどのようになっているかということでございますが、実は毎年所得調査を実施をいたしておるものではございません。ここの構想に基づいて各認定農業者の方から5年間の農業経営改善計画書というのが、計画としてあがってまいります。その段階で農業の所得金額の確認をさせていただいております。27年度につきましての実績額につきましては、やはり農業のいろんな形態がございまして、一様に線を引いてこれがということが、なかなかございません。実際、確認をさせていただきますと、農業経営形態によりまして、相当なバラツキ、開きがございまして、あくまでも300万というのは一定の指標ということでご理解をいただきたいと思います。

実績の確認をさせていただきましたけれども、やはりだいたいの方が、この指標どおりの実績が上がっているとはいうものの、やはり昨今の農業情勢、特に米の額が下がっているということもございまして、経営規模の拡大でいろいろご努力をいただいているところもございまして、指標のところをちょっと下回っているところの形態もございまして、こういった方々につきましての支援策につきましては、先ほども何回かご質問の中で紹介させていただいております、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから第5次玉城町総合計画の後期基本計画の中で位置づけをさせていただいております、特に農業分野につきましては、やはり6次産業化、それから地域ブランド、それから後継者対策等々いろんな問題がございまして、そちらのほうを反映をさせていただきまして、一部

を28年度予算に、当初予算でお認めをいただいたところでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川 直人君。

○13番(奥川 直人) 中世古課長がおっしゃっているように、農業振興政策につきましては、いろんなことを今、この28年度から導入をされておられるわけであります。期待をしたいんですけれども、これも先ほどと一緒になんですけれども、やっぱり農業者というのはですね、どの方を農業者というのか、認定農業者を農業者というんかね。今、農業で細々とやっていこうと、これやっぱりつくりたいと夢を持ってやっておる人もおれば、所得が低くてもやっている人も、いろんなことがあるんで、僕は玉城町の産業振興で、じゃあ農業者というものに差別つけるんかと。君は細々でもういいわとじゃなくって、なんかどうなんかと。そういった時には、いろんな形態があって、所得も良いものも悪いものもあるだろう。でも、そこに光をあてていくことに努力をするんか。大雑把で残ったらいいやないかと、認定農業者はこれからの農地を集積していくためやから、それだけでいいやないかと。あとは高齢化して継続性がなくなっても、やむを得んとみるんか。この辺は少し先のことも含めてですけども、この政策としてどうお考えなんかなと、ここをお聞きしたいんです。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 地方創生総合戦略の中で、どちらかといいますと、総合計画の中の新規性のあるものを出させていただいたものでございます。したがって、総合計画の中の基本計画をご覧になっていただきますと、やはりこういう責めの農業以外のやはり守るべき農業というのは、当然存在をいたしますので、こういったものにつきましては、守る農業として基盤整備、それから農地の集積、後継者対策、そういったものも絡めながら実施をさせていただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 13番 奥川 直人君。

○13番(奥川 直人) わかりました。確かに農業者が頑張ると所得を上げると。細々としておっても所得を上げる、これ非常に難しいんです。そういう意味では行政としての一時期、支援をしたらいかんとか、集落は集落でまとまってやっているところは、そういう支援もしていかんかという部分については、総合計画の中でうたわれておるかと思いますので、その辺を地域としっかり情報を密にしてもらうことも大事やし、農業者の声を聞いてもらうことも大事やし、是非少し肉付きをいろいろな意味でしてあげていただきたいと、このようなことを期待したいと思えます。

続きまして、いきます。続きまして、環境と共生して持続的に発展できるまちづくりの中で、各集落の道路改修、または安全施設整備を行うというふうに、町長がおっしゃっています。この問題につきましては、過去からいろんなことを提案も、各議員さんからも含めて提案されてきておるわけですが、勝田町土羽線の農作業しながら、先ほどいわれました企業にお勤めの通勤路になっておると。安全性確保が大事やないかということも含めて、そういった地域の要望もあると。それで、原富岡線で私がしょっちゅう言うてます積良と山神の間ね、あそこ過去も事故があって、非常に見通しが悪いし、地域間の連携をとるためには、もう車が走るところを自転車でも年寄りの人が走っておるかということでは、安全性が確保できない。

もう1点は、昨年言いました岡出昼田線、これは設計で570万円使って、予算執行をし

て、570 万円で設計できておるけど、工事ができないと。こういうもったいない、今話があるんで、こういったことも含めて、どういうふうなことをこの 28 年度でお考えなのか、お聞きをします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほどご質問の集落内の道路改修工事ということで、今年度どういことになっておるのかというご質問でございます。まずもちましては、下水道工事に伴います側溝の改修工事、こういうのを先行して進めたいと思っております。下水道並びに水道工事で、仮舗装になっておるところが、最終的には本舗装をいたすわけでございます。側溝単独工事で行いますと、またこの舗装部分が問題になるということもございまして、その間をぬいまして改修工事、こちらを先行をして進めたいと思っております。あわせまして、拡幅改良工事につきましても、継続工事というのを早期完了をめざして、進めていくとともに地区からもたくさんのご要望をいただいている中、先ほど奥川議員が言われました田丸土羽線とか、原富岡線、岡出昼田線というような大きな課題というものもある中で、緊急性等を勘案しながら、順次整備を進めていきたいということで考えでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 13 番 奥川 直人君。

○13 番（奥川 直人） ということで、町長が施政方針、今年度の方針で言われたのは、それでいいんだろうということにしておきましょうか。町長それでよろしいですか。方針で言われた内容については、今、東建設課長が言われたことでいいということで、いいですね。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） やっておるわけでありまして、ですからそれにしたがってやっていくということです。それともう一つはだいたい年間に 400 件からの交通事故が玉城町で発生しておりますから、先般も・・・1 日 1 回以上は発生しておるという状況で、したがって 6 月補正にも・・・予算を提案させていただいております。そういうものは大変緊急であります。そういうところの整備も進めさせていただきたいと思っております。それから、相当な財源が必要な部分もありますから、これは長期間ではなくて、財源等の見通しもつけながら、あるいは長年のところの課題も順次、確認もしながら、整備を進めていきたいという基本的な考え方をもちしております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 13 番 奥川 直人君。

○13 番（奥川 直人） 状況はよくわかるんですけども、こういった過去からのこともあるし、できればそういうところへメスを入れていただけるとありがたいかなと、長年の課題も継続しながらきてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、町税ですね、町税だけじゃないんですけども、税も料も含めてですけども、公平性確保に向けて収納率の向上を図りますと。あえていうと、こんなことは当たり前のことなんですけども、施政方針が言われたと。徴収率を上げるということでございますので、どんな考えをもって、上げられるのかということでもあります。あと会計監査の中でもずっとこういうことについては、公平性という部分では、長年指摘もされておりますし、玉城町としても議会としても過去から 5 年も、6 年も前から、この問題についてはという形で、いろいろな形で、いろいろ聞いてきたわけですが、何か今までの実績、実態にプラス、工夫改善をとられて、どんな成果になるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 副町長 小林 一雄君。

○副町長（小林 一雄） 今年度の税の収納対策でございますけども、昨日も町の滞納整理機構のほうも開催をさせていただきました、今年度の実績及び来年度、この28年度の徴収目標のなりの策定をさせていただきました。一応、今年度27年度の状況を見ますと、26年度に比べまして、随分、滞納整理の部分につきましては、徴収率が上がっております。その一つの大きな要因といたしますのが、昨年7月から12月までの半年間、県のほうの管理回収機構のほうに1名職員を出向させまして、玉城町の滞納部分の徴収を勉強しながら、徴収対策をさせていただきました。ということは、今までもこういうふうなことを一生懸命やっておったんですけども、この滞納整理についてどうしても税について、多少なりはやっぱり弱い部分があったということ、きちっと対応させていただきました、徴収率も上がったという実績が、このようになりましたので、この28年度におきましても、さらに別の1名を回収管理機構のほうに派遣をいたしまして、勉強をさせ、戻って来たら滞納整理のほうに従事をさせたいと考えております。それとともに、昨年国保と税との共同でもって、財産調査なりもやらせていただきました、その後の滞納整理ということも実施したいというところもございまして、その辺につきましても、徴収率が上がっておりますので、その辺のところを27年度もきちんとやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 持ち時間のほうが終了しておりますので、配慮願います。

13番 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 滞納額が2億7000万円ぐらい現状あったということで、27年度決算で、もうじき9月にあるわけですけども、その中でしっかり確認をして、そして、皆さん頑張っていたいただいた評価も、その中でさせていただきたいと、このように思いますが、全体的に今日はそういった役場機能としての基本の部分、いろんな手間はかかるんですけども、どっかで一回やらないかんという基礎データ、この辺は私は役場の皆さんは力あるんで、絶対とってほしいと。でないと、具体的な数字も出ないし、施策も適切な施策ができるんかと、答弁もちょっと中途半端になる可能性があるんで、そういった意味では、そういった感覚を養っていただいて、少しロスはありますけども、頑張っていたいただきたいと思えます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 以上で、13番 奥川 直人君の質問は終わりました。

途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、3番 竹内 正毅君の質問を許します。

3番 竹内 正毅君。

〔3番 竹内 正毅 登壇〕

《3番 竹内 正毅 議員》

○3番（竹内 正毅） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、人口問題の活性化対策についてと、空き地、空き家の対策についてを質問させていただきます。

では、1番目、人口問題の活性化対策について、今年の2月に新聞で、人口問題について報道されました。それは2015年の国勢調査で、全国の人口は1億2711万人で、2010年の国勢調査時よりも94万7000人の減少であると報道されました。これは1920年以来、初めてであり、人口減少の深刻さを改めて浮き彫りになったと報道され、危機感がましてきたような状態であります。

ところが幸いにも当玉城町は、伊勢志摩地域6市町では、唯一人口が増加した町であると報道されたことについては、大変喜ばしいことでもあります。しかし、近隣の市町の国勢調査結果はどうであったかと言いますと、伊勢市で2400人、鳥羽市で1980人、志摩市で4334人、度会町で380人、南伊勢町で2005人となり、大きな減少を示しています。

その主な要因は、地域に魅力がない、雇用創出、結婚、子育て支援不足であると。2つ目に過疎高齢化の進行が進んでいると、構成化率34.5%。3番目に、20代から30代の若者の流失が多いというのがあげられています。また、全国的にみても、東京、埼玉、千葉、東京、神奈川県が3613人で、51万人の増加となっており、依然、東京一極集中が続いている。

また、人口が減少したのは、39都道府県で、うち33都道府県の減少幅が拡大していると。特に秋田県では5.3%、福島、青森、高知と続いている。人口が増加したのは、8都県で増加率トップは、沖縄の3%、東京が2.7%、今回、大阪は減少に転じてしまったと言っております。

では、伊勢志摩6市町で、この問題をどう捉えているかという報道がありました。伊勢市では現在のペースで人口が減少すると、2020年には、市人口は12万7000人が6万6000人あまり減少すると。世帯数もあと数年で減少すると、間違いないと危機感意識を抱いている。市は60年に人口9万人を維持する目標をあげ、人口減少と少子化対策に取り組むとっている。

市長は地域の魅力、雇用創出、結婚、子育て支援を総合的に取り組まなければならないと人口の減少は食い止められないと言っている。では、鳥羽市は、市長は人口が2万人を切ったのは、大変残念なことであると言っている。最大の原因は、過疎高齢化の進行であるとみて、市は移住・定住元年と位置づけ、市長は従来の子育て支援に加え、移住者を増やしていくと決意を新たにしています。

3月24日の新聞では、28年を移住・定住元年と位置づけ、当初予算に関連事業として、7,475万円を計上したと述べています。このように人口減少に対して、鳥羽市は大変危機感を持っていることがわかってきました。

志摩市では、人口5万人を維持した前回調査から5年間で、4300人以上減少しておると。市は各町でまとめた人口ビジョンでは、人口減少の要因は、20代から30代の若者の流失があげられています。それは、20代は2010年までの15年間で、7000人から3700人に減少したと言っています。市の企画政策課はサミットで盛り上がる町の勢いを維持して、若者に魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域に誇りを思う子どもたちに育てることが、人口減の減少になると考えているようです。

また南伊勢町は、人口、世帯数とも県内でもっとも減少率が大きかった町とあって、高齢化率46.86%、昨年10月時点で県内トップとなり、また若い人の地域離れが多く、もっ

とも深刻化している町と報道されています。

では、そこで唯一人口増である玉城町ではどうかといいますと、安価な地価と自然災害の不安が少ない地理などから、近隣の伊勢、松阪両市のベッドタウンとして、若い世代の移住が進んでいると。町内では大手企業が工場を操業しており、従業員らの利便性を考えて、町は役場の業務時間を延長して考えてやっておると。一方では高齢化の進行に対し、運行する元気バス、認知症の人を支援する住民団体サポートさくらの活動など、官民一体となって福祉分野にも力を入れていると、町長は安心して暮らせる町にするために、高度支援と福祉事業を充実されてきた結果が出ていると、今まで取り組んできた成果を紹介しているといっている。

では、町長にお聞きしたい。町長は成果をあげてきた施策について満足しているようだが、その中で積み残してきたものはありませんか。あれば大きなものを2、3点あげていただきたいとお願いします。

○議長(中瀬 信之) 3番 竹内 正毅君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 竹内議員から人口問題の活性化対策について、ご質問をいただきました。そして、近隣市町の状況や町のお話もしていただいたわけで、特にただいまは具体的に成果とか、あるいは満足とか、積み残してきたものはないかどうかというお尋ねでございますけれども、私は、いろんな施策を地方自治体は総合的にやっていかないかん。一つひとつの施策の積み重ねだと思っています。これは地方自治法の法の定めにもあるわけでありまして、法の定めには住民福祉の増進を図ることを基本として、そして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割があるということでございます。

つまり市あるいは町の役場はそういう役割があるんです。住民福祉の増進、そのためにいろんな仕事を総合的にやっていかないかんという役割がございますから、それを達成するために、一つひとつの施策を講じていく、その積み重ねしかないとは私は思っております。

折角こうして積み残しとか、いろいろお尋ねも、あるいは近隣市町のお話も聞かせていただいておりますけれども、ご承知のように国勢調査の速報値で、この中南勢で唯一人口増、そして三重県でも四日市、朝日、川越に続いて増加率が4番目という町です。これは竹内議員がおっしゃるとおり、海がない、そして非常に地理的にも恵まれておると。あるいは大企業さんがあると。あるいは公共インフラ、特に保育、あるいは学校教育、それは伝統的に整備されてきたという全体的な評価だと、私は思っています。これは先人の皆さんの力でございます。

しかし、そんな中で、これから大事なことは、いずれ玉城も人口が減ってきますから、それを将来を見据えて、今からどうしていくかということが大変重要だと思っています。具体的なこれも施策です、少子化からあるいは高齢化対策とか、あるいは雇用の創出とか、あるいは住民の皆さん方と一緒に、協働のまちづくりとか、いろんな取り組みをしていかなければならんと思っています。そういう考え方で、一つひとつこれからも取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 3番 竹内 正毅君。

○3番(竹内 正毅) 最後に町長が言われましたように、将来は必ず人口減少が起こると、町長も思っております、いろいろと高齢化対策とかいうものやっけていきたいと言われ

ました。では、28年度に対策をするのに、補正予算を計上しておりますかどうか、お聞きしたいです。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 宏紀

○町長（辻村 修一） 28年度の今回の補正予算でございますね。これにつきましては、地域おこし協力隊、これの予算の、当初お認めいただいたものに対して、報酬を若干変えまして、採用期間も変わっていますので、それと募集する経費とかも盛らしていただきまして、これが28年度の6月補正であがっている地方創生予算でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） ありがとうございます。この人口問題は、もう本当にどこの町でも都市でも、避けて通れない対策であります。どうか良い施策を出して、何とか食い止めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、空き地、空き家対策についても質問させていただきます。空き地対策について、現在どのような進捗状況ですか。この問題については、27年以前から問題として示されておると思っています。何故この問題を取り上げたかといいますと、先ほど質問した人口問題が、全国的に大きな問題となり、危機感が漂い始めてきたから取り上げました。

特にこの伊勢志摩地域の5市町、玉城町を除く5市町にとっては、人口減少が大きな問題となって、避けて通れなくなった。そこで、玉城町として空き地、空き家対策について、どのような取り組み状況でございますか、教えていただきたい。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） ただいまの状況でございます。平成25年に総務省が実施をいたしました土地、住宅統計によりますと、空き地は全国で820万件となっております、20年前の1.8倍となっております。当町の調査によりますと、85件が空き家という結果になってございます。

そして、また平成27年5月には空き家対策等の推進に関する特別措置法が、完全施行なされたところでございます。この法律は所有者の特定のための調査のため、固定資産税情報の内部利用が可能になり、所有者に有効利用を促したり、適正に管理されていない特定空き家の所有者に対し、指導、勧告、命令、最終的には行政代執行による強制執行の措置手続きが可能となったところでございます。

現在の取り組みの状況でございますが、現段階では自治区から報告のありました空き家のうち、特に緊急を要する4件につきまして、当該地区の協力も得ながら、所有者の意向調査を行っておるというところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 私が時々田丸地内ですけども、回っておりますと、非常に空き地、空き家が目立っております。これを何とかして特に若い人、若い人に住んでいただくような施策はないかと、常々考えております。

それで、4年前にちょっと耳にしたことは、美杉地域が活性化対策として、空き家対策を出しております。それに対して1つ問題があったのは、それを不動産会社をお願いしたと。不動産屋が喜んでやりました。ところが値段が違うんですね。売るほうはやっぱり高い、だから、私の友人が美杉の土地を買いにいきましたら、近所の人は高いといわれて、それではあかんなどいって、没になってしまった状態です。

それで、美杉は新たに町独自で、その対策を考えてやり始めたという話を聞いて、成果

はまだ聞いてないんですけども、そうして一生懸命でなんとか過疎化をなくそうということをしております。そこで、玉城町としても今、町長が言われましたように、人口は増加しておりますけども、近隣の町が悲壮感を漂わせて、何とか出ていく人を食い止めようと、こう考えておる中では、とても玉城町へ入ってくる可能性が、だんだん、だんだん少なくなってくるんじゃないと思ひまして、何とかこの空き地、空き家対策をなっとかして欲しいということでありましたんで、どうか全体に空き家、空き地がどれぐらいあるのか。それでどうなっておるのかというのを調べていただいて、分析していただいて、それで、貸してやりたい、売ってほしいという話がありましたら、進んでそれを対策にもって、特に若い人に手頃な値段で販売していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで、今度の取り組みをお聞きしたいと。28年度は空き家、空き地対策をどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 28年度の取り組みのことでございますけど、先ほど申し上げました緊急を要する4件の物件につきましての登記簿上の所有者や権利関係、これらをさらに進めまして、戸籍謄本等によりまして、現行住所の確定や現状の把握に努めたいと思っております。所有者が既に死亡して、亡くなっておるといふ状況もある中で、手間隙かかる作業ではございますけども、これを順次進めていきますのと、先ほど議員おっしゃられました空き家を、美杉の例が出ましたけど、ああいうことはどうかということでもありますが、空き家バンクという手法もございまして、これにつきましても、空き家対策計画、こんなものを立てながら、この手法につきましても検討していきたいと思ひます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） できるだけ計画を出していただいて、実行に移していただきたいと思ひます。

それで、3番目ですけども、これはちょっと提案になると思ひますけども、町長も参加されました玉城町都市計画審議会が、28年3月3日に開かれました。その中で、県土地整備部都市政策課の課長補佐が申されたことがあります。もし大きな津波が発生すると、県道37号線まで押し寄せてくる可能性があるという話です。その時、明和町、伊勢市の該当エリアは大きな被害を被るおそれがあると。

そこで、玉城町は津波の影響はあるのか、ないのか、どうかと問われました。玉城町は津波の影響は少ないと言われて、それで課長補佐は、玉城町は自然災害に強い町として、町外に発信したらどうかと提案された。安全宣言を内外に発信すれば、津波被害の起きやすい地域の人たちが、家を新築したり、土地を購入する時に、わざわざ被害をまともに受ける地域に新築しないで、被害の少ない地域として、玉城町に移転して新築したいと考えるようになるのではないかと問われていました。

その時、玉城町は値段が手頃である空き地、空き家を把握していれば、勧誘しやすいのではないかと、僕は思ひました。そこで、町長にお聞きしたい。安全宣言を玉城町以外の地域に発信しておるのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 私もその席に同席をしておりました。県の幹部さんがえらい思い切

った発言をしてくれて、いやこれはありがたいなと一瞬思ったんですけども、ご承知のように終息しない熊本地震、まさかこんな被害があるとは思わんだというのが、第一声でありましたら、いつどこで自然災害が起こるかわからない時代でありますから、安易にこういう発言は慎まなければならんと今、率直に思っています。

しかし、海がない、そして、大きな山崩れとか、洪水がないというところは、表面的に説明はできますけれども、今の繰り返しになりますけれども、やはり大災害に備えていく、それが必要だと考えておりました、前段からの議員さんのため池のとなり、あるいは他のいろんな外城田川をはじめとする主要河川の維持管理、あるいは住宅の浸水対策、あるいは宮川に隣接する地域の小社・三郷、昼田、そういうところの皆さん方の地域への危機感ということ、これは町として重要課題の1つとして捉えて、対策をこれから講じていきたいと思っています。

しかし、前段の竹内議員の人口減少のところのお話にもございましたけれども、直接、玉城町へ土地を探しておられる方のお話も、たくさんお聞きするわけでございますので、回りの市町よりは安全な町ということはいえることは、今の玉城町の人口増加につながっていると、私は率直に思っておりますから、さらに町の強みを、さらに強くしていく。そして、弱い部分は強化していく。その対策をこれからも進めていきたいと、こんなふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 安全宣言を大きく公表することが、ちょっと控えたいという話がありました。それも、町長として立場もあると思いますので、また、ゆっくり考えていただきたいと思います。それで、先ほど言いましたように、空き地、空き家を現地調査して、何とか紹介して、町として人口問題に取り組んでいただきたいと思います。また、総合戦略課長にお願いしたことがあるんですけども、これは玉城町だけの話と違うと。だから、6市町を皆と話し合っ、やっぱりどうするかというところで、今、考えていただいて、1人だけ飛び抜けても人口増加になりませんから、そういう話もお聞きしましたので、今後よろしく願いしたいと思います。

では、先ほど人口問題で、鳥羽市の移住、定住元年の話について、また、新聞報道ですけども、これまで子育て支援に力を入れ、第2子の保育料無料化などを進めてきたけども、過疎化や少子化・高齢化の流れは変わらなかったと言っています。また、企業誘致もみれなかったと言っている。そこで、移住・定住対策として7,475万円を計上して、対策を新たに打ち出した。その中身は移住者の住居として、市内で増えている空き家を活用することにしたと言っています。

それで、移住者が空き家を改修した時に、最大200万円を交付するなど、各種補助整備事業に2,800万円を計上したと。市は空き家修繕の補償額は、全国的に破格であり、生活基盤となるトイレ、風呂などの修理するために必要と判断したと。200万円を計上したと。そのために地域おこし協力隊を3人から7人に増加したと。また、移住先を内覧したり、短期間でも住んでもらう移住体験プログラムにも、100万円をもったと報道している。

また市は、住居、職業、子どもの就学など、移住希望者を求める現実的な情報を、総括的に提供し支援する環境を整えたいと言っています。ところで、玉城町は人口減少にむけて、積極的な対策を打ち出している、この市の報道を聞いて、どのような対策を考えてい

くのか教えていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員からお話のとおり、厳しい表現ですと、その地域が崩壊していく。消滅していくということを報道されておられる方もおありかと思っております。大変近隣の市町で人口減少がある自治体は、今のお話のとおり危機感を持っておられます。いろんな対策を次から次へと打ち出しておられる。そういう危機感を持っておられる自治体の施策を参考にしながら、玉城町として取り入れられるものは、今からスピード感をもって対策を講じないといかんと考えていますから、いろんな玉城町として取り入れられるものは、今、玉城町として非常にいい状態になりますから、いい状態の時に将来を見据えての対策を講じていきたいというのが、今の考え方でございます。いろんなところの施策は十分参考にしながら、これから進んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） では、最後に言われましたように、28年度の補正予算にできるだけ折り込んでいただいて、何とか対策をしていただきたいと思っております。私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、3番 竹内 正毅君の質問はおわりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前 11時 53分 休憩)

(午後 0時 58分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

4番 中西 友子君の質問を許します。

4番 中西 友子君。

[4番 中西 友子 議員登壇]

《4番 中西 友子 議員》

○4番（中西 友子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。まず1点目、国民健康保険についてです。国民健康保険が県に一本化されることになりましたが、町単独で行っていた時とどう変わるのか、お聞きします。まずはじめに、一本化または広域化と呼ばれていますが、今後どうしていくのかという会議も開かれていると思いますので、それぞれ市町単独で行われている法定外繰入、平均割や、資産割もないところもありますが、今後これをなくして統一をまず図っていくと思われま。今より支払い金額が上がる可能性があるかどうか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西 友子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員から国民健康保険について、ご質問をいただきました。一本化についての動きでございますけれども、考え方といたしましては、各市町村単位での小規模国保では医療に対する需要が大きい高齢者や、保険料負担能力の低所得者が多く、かつ被保険者の減少によりまして、市町村国保において安定的な財政運営が難しくなっ

ているというのが現状でございます。

また、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに定めるために、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町村が異なれば負担額も異なるということでもあります。被保険者が不公平感を抱く自体も見受けられるわけがあります。これらのことから、各市町村各自が主体となっていた国保運営が、県と市町村がともに運営を行う、国民健康保険制度が平成30年4月から開始されるという、今の状況でございます。

具体的な内容、またご質問によって、担当課長からお答えを申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今現在、調整中ではございますけれども、三重県のほうにおきましては、部会のほうを立ち上げて、それぞれ専門的に今おっしゃっていただきました一般会計からの繰り入れであるとか、あと基金の部分などであるとか、保険料の適正化の部分、保険事業の部分であるとかを、それぞれの市町によって検討させていただいてございます。今現在、4つの部会が動いております、財政運営部会、それから収納率向上部会、医療費適正化部会、それから事務標準化部会と、4つの部会で、今、それぞれ専門的に検討しておるところでございます。

昨年度におきましては、それぞれの部会2回、開催されたという状況でございます。その中で先ほどおっしゃって見えまして保険料の算定割合でございますけれども、4方式から3方式にするのか。どちらにするのか。これは資産割の部分を入れるか入れないかという部分でございますけれども、これにつきましては、県下でもバラツキがございますので、その辺りについては今、検討しておるところでございます。

また、法定外繰入につきましても、各市町村の状況によりまして、多いところ少ないところございますし、また、保有しております財政運営基金この額の部分の調整をどうするのかという部分もございます。また、収納率につきましても、県下におきまして、バラツキがかなりございますので、その辺りをどう加味していくか。また、医療費の給付水準、この辺りをどうしていくかという部分、あと所得が各市町村によりまして異なるということもありまして、その辺りを加味しまして、今、市町村ごとの納付金の額の算定の基準というのを、28年度中ぐらいに案をつくり上げていく格好になるかとなってございます。おっしゃって見えまして保険料ですけれども、今、実際どうなるのか、上がるのか下がるのかというところがございますけれども、ちょっと玉城町の場合で、私の個人的な今のところ考え方でございますけれども、医療費の給付水準につきましては、県下でも5番目ぐらいまでに入るような低い、一人あたりの医療費水準については低い格好になってございます。

また逆に保険料につきましては、県下で5番目ぐらいまでの高い数字になっておるというところがございます。この部分につきましては、過去からの町のほうで以前ございました貸付金の返還であるとか、今現在、基金のほうに順調に積み立ててきましたので、この辺りで28年度につきましては、若干ではございますけれども、保険料を下げさせていただいたという部分も加味しますと、県一本となった場合につきましては、現行の保険料より若干でも下がるのではないかという見方をしてございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西 友子君。

○4番（中西 友子） それでは、保険料は私も納得できる内容だったので、続きまして、

資格証や短期証の交付内容などもわかる範囲でよろしいので、お答えできますか。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 30年4月以降の市町村の役割といたしましては、資格管理、保険の給付、あと保険料の決定、賦課徴収、それから保険事業等という格好になるかと思えます。それで、収納の関係、先ほど申しましたように、収納率向上部会のほうでも内部で検討しておるわけですが、考え方的には県下一本でのやり方のほうに進んでいくのではないかと考えてございます。

ただ、今の現行におきましては、それぞれの市町によりまして、短期証あと資格証の発行基準等を行っておりますので、その辺りにつきましても、今後、調整させていただくものでないかと考えてございます。

○議長(中瀬 信之) 4番 中西 友子君。

○4番(中西 友子) それでは、先ほどの答弁いただいた中に出ていた取り立ての強化などは、一層の強さというか、重圧というか、住民の払えない方にかかるということは、思うというか、考えられる範囲ないでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 保険料の賦課徴収につきましては、それぞれの市町村が行うということになってございます。当然、玉城町の規模であれば、それほど大きくない規模でございまして、それぞれの家庭の状況等、十分把握した中で、きめ細かい収納率の納付の相談等もとらせていただく上で、保険料の徴収を努めたいと考えてございます。

○議長(中瀬 信之) 4番 中西 友子君。

○4番(中西 友子) この広域化は、平成30年から始まるということで、まだ、私も聞いた段階で、時期が早いかなと思います。それなので、また時期をみて再度、質問させていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。健康づくりについてです。町長の提案説明の中でも積極的な健康づくりに取り組んでいくとありました。減塩の仕方や野菜のとり方等、食についても町の施策、充実していると私は感じております。しかし、一方で添加物についての対策が出てきてないようにも感じました。食品を長期保存できたりするのは、添加物のおかげ、食品を自分でつくらなくても、買って直ぐに食べられる、使用してると大変便利なものです。

しかし、添加物なんです、アレルギーやアトピーの原因になっているのではないかということも、私は度々聞くことがあります。ちょっとショックだった実例があるんですが、養豚場で廃棄のお弁当を豚に与え続けたところ、流産や奇形の子豚が生まれるということが、相次いだということが載っている本さえありました。これ添加物が原因だという証拠はないんですか、これから育っていく子どもたち、地方創生でも子どもたちを増やしていくメニューなども多様に盛り込んであったと思います。

国で規制されている基準は、諸外国の基準より緩いものです。そこで、お聞きしたいのが、何をどう食べるかは住民の選択の自由ということですが、添加物をはじめ糖質や油のとり方、危険性への対処、取り組みについて、どのように対策をとっていかうとお考えですか。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 食品の添加物につきましては、食品衛生法の第4条で定義

をされておるかと思ひます。これにつきましては、厚生労働省で添加物の安全確保ということでの取り組みがなされておるかと思ひます。今、ご指摘いただいた諸外国等の比較ということについては、私ちょっと今、手元のほうに資料を持ち合わせておりませんが、品目的に指定添加物として400品目、それから既存の添加物ということで400品目、あと香料とか一般の食品添加物とか、いろいろ分けがなされておまして、それぞれにつきまして、規制がされておる状況でございます。あと先ほど中西議員のおっしゃってみえた豚の奇形の問題であるとか、その辺りでございますけれども、町として今現在のところ添加物のところまでの食の指導というのですか、主だった食の指導というのはやってございませんので、全体としてのヘルシーピープル21でやっております、食のバランス食の推進をさせていただいておるという状況でございます。この辺りにつきましては、一応、厚生労働省のほうで安全を確保しておるということの中で、できるだけ不必要にとつていただくことは避けていただくということは、推奨していくべきかなとは思ひますけれども、一応、安全性を満たした中での、規格や基準を満たした中での添加はされておると考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 4番 中西 友子君。

○4番(中西 友子) 添加物のことも、これからちょっと触れていってほしいと思うところです。

その次に、質問移りまして、先ほど添加物や糖質や油のとり方についてお聞きしましたが、生活習慣病の予防としての対策が、今あるのかどうかお聞きします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 生活習慣病の予防の関係でございます。これにつきましては、いろいろな施策がうたわれておるかと思ひます。玉城町におきましては、まず運動という部分の重点的に取り組んでおる部分、それから食という部分での取り組み、食ですね、食育等を含めた中での栄養バランスも含めた中での食という部分、その辺りを主立って今取り組んでおるところでございます。

運動施策につきましては、各種イベント等も開かせていただいて、ウォーキングであるとかもさせていただいておりますし、また、健康的な体操という部分も普及させていただいておるところで、また、各自治区のほうでも取り組みさせていただいておる。あるいは各種団体でも取り組みをしていただいております。

また、28年度の中でポールウォーキングというのが、また新たに取り組みを、今させていただいていこうかというところでお考えしております。

○議長(中瀬 信之) 4番 中西 友子君。

○4番(中西 友子) 生活習慣病ですが、小さい頃からのお菓子やペットボトル飲料、味の濃い食品の習慣から抜け出すのは、大変なことだと思われまふ。その点についても、町としてどのようにお考えかお聞きします。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 小さいうちからの食育という部分、保育所あたりにつきましても、保育所の保護者さん向けの食育の指導というんですが、栄養相談とかその辺りもさせていただいておる状況でございます。生活習慣病というのは、短期間で悪くなるというものではございませんでして、長年の習慣を積み重ねてきた部分で出てくるという部分です。その部分については、地道な努力をしていくのが、1つ一番大切なことではないか

と考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西 友子君。

○4番（中西 友子） それでは、③のほうの質問に移らさせていただきます。予防していく上で、住民に対する支援や補助は考えられるのかということで、書かせていただきました。私が考えている内容というのは、調理が面倒臭い、食べるまでに時間をかけたくないという、仕事から帰ってきたお父さんやお母さんたち、みんな共通した思いだと思います。生活習慣病を予防していく上で、自分でつくって塩分や糖分のことを考えていくのが、一番手っとり早いことなんですけど、なかなかそこまで日々仕事に追われ、育児に追われている方たちには無理な話だと思われま。

その支援や補助ということで、プレミアム商品券を発行した時期もありましたが、また、そこを違う形で商品券を発行したり、肉や野菜を少しでも買えるようにしたり、野菜を入れるとみじん切りにできる機械等の購入の補助があれば、疲れて帰ってきたお父さんやお母さんの調理するというやる気は、格段に違ってくると思うんですけど、そういう取り組みをする予定や、今している施策であったら、お答えください。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 具体的に個人の方に対する補助という制度といたしましたは、今現在のところ、ないというのが現状かと思えます。おっしゃるように生活習慣病の予防という観点もふくめ、あと忙しいお仕事、働かれたあとの食生活、食育の部分でのお手伝いというのはさせていただく部分はないわけではございますけども、食生活改善推進委員さんによります、一般伝達等によりまして、簡単につくれる安全でおいしい料理というのを普及させていただいておりますような状況でございます。

また、父親、男の料理教室であるとか、その辺りも開催させていただいておりますので、ご参加いただければと思っております。また、健康づくりに取り組む中で、ちょっと昨年からさせていただいておりますけども、健康マイレージという制度でございます。簡単なやつなんですけども、食であるとか運動であるとか、その辺りを気をつけていただくことをやっていただくということを、町民の方に毎日毎日そのことを思っていることをやりまして、昨年もやりましたんですけど、本年度も続けてさせていただきます。今この中に商品として町で用意させていただくのに、お茶プレッソとかマルチチョッパーとか、食品を刻むような商品も用意してございますので、そのあたりで対応させていただきたいと考えてございます。

個人向けの補助等につきましては、現在のところないということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西 友子君。

○4番（中西 友子） 健康マイレージの参加資格というのは、あるんでしょうか。妊娠中の方や子育て中の方、または小中学生なども、ここで参加できれば、自分で調理をしようという考え方にもつながっていくと思うのですが。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） この健康マイレージの対象者でございますけども、20歳以上の玉城町民ということにさせていただいておりますので、残念ながらそういう未成年の方につきましては、参加資格はないというところでございます。

○議長（中瀬 信之） 4番 中西 友子君。

○4番(中西 友子) また、健康マイレージで小中学生が参加できるような枠もつくっていただけたらと思います。この生活習慣病の予防は一人ひとりが自分の中で大事であり、広がっていくと思います。町の今後の施策にも期待して、私の質問を終わります。以上です。

○議長(中瀬 信之) 以上で、4番 中西 友子君の質問には終わりました。

次に、5番 前川 さおり君の質問を許します。

5番 前川 さおり君。

《5番 前川 さおり 議員》

○5番(前川 さおり) 議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき、耕作放棄地、休耕地の現状と再生について、一般質問させていただきます。

まずはじめに、一般的には耕作放棄地と休耕地に、線引きが曖昧とはいえども定義はあるようです。ですが、耕作する自身が高齢になり、足腰も弱ってきて、後継者もいなく、農業への愛情を今も変わらずもっているのに、泣く泣く耕作を諦めざるをえないという方々に対して、放棄という言葉を使うことに、私自身は適切ではないと思っておりますので、今回の一般質問は、全国的に耕作放棄地と言われていることも、全て休耕地として発言させていただきたく存じます。

では、本題ですが、全国的にも休耕地の割合が笛、多くの自治体が対策を講じておられることと思います。休耕地をこのままにしておくと、病虫害の発生、周囲の農地への雑草繁茂の原因、野生の鳥獣の棲家になる。農地の持つ災害防止機能が低下する。景観の悪化などが問題点としてあげられますが、玉城町における現状及び、現在、休耕地の問題解消に何か取り組みをされていればお聞かせいただきたいです。

○議長(中瀬 信之) 5番 前川 さおり君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 前川議員から耕作放棄地、休耕地の現状と再生についてのご質問をいただきました。農業を基幹産業として発達を遂げてきた玉城町、そして、玉城町の住みよさの一番がこの優良農地が保全されておるといふところにあると思っております。その中によく言います学ぶ場所、住む場所、働く場所がある、大変バランスのとれた町でありますから、これからもこの優良農地、里山を大事にしていく取り組みが、町として重点だと思っております。

おかげさまで韃晦4県では、トップでありますけれども、多面的機能、農地・水の取り組みが各自治区や改良区の方々によってなされております。大変喜ばしいことだと思っております。まずは具体的な内容、今の状況もお尋ねもございますが、これからの考え方といたしまして、やはり町の皆さん方が、この玉城町の環境を良くしていこう。そして、農家の皆さん方のすばらしい、昨日も申しあげましたけれども、玉城豚や和牛や、あるいは農作物を栽培なさる優れた技術をお持ちでございますから、そういったことも町の皆さん方が理解をしていただくことも非常に、町の施策として大事だと思っております。

そこで、今後、十分検討してきたいと思っておりますけれども、健康の面やあるいは生きがい対策、あるいは食育、あるいは情操教育の観点から、近隣市町でも市民農園という形で施策が講じられてきておる事例もございますので、町としてそれが具体的にどうできるのかどうか。さらに今後検討をしていきたいと思っておりますのでございます。あと以下

のことにつきましては、具体的なことにご質問がありますので、担当課長から答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） まず1点目のお尋ねの耕作放棄地、いわゆる休耕地の問題解消についての件でございますが、まずこの現状について申し上げますと、平成 27 年度の調査時点で、町内の耕作放棄地につきましては、80 筆、面積にいたしまして、3万 4,688 m²でございます。この数字は毎年、農業委員会におきまして、遊休農地の現地調査を実施した結果でございます。この調査で実態把握をさせていただいたのちに、遊休農地の所有者に対しまして、遊休農地の利用意向調査を実施させていただきまして、農地中間管理事業の利用や所有権移転の意向、耕作再開の意思、その時期等々を確認させていただいております。

そして、またあわせて、先ほども町長の答弁にございましたが、各集落におきましては、農地・水活動、今は多面的機能支払活動とっておりますが、この活動が行われております、この活動で遊休農地の発生の抑制を行っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 現状はわかりました。全国的に比べて休耕地は少ないようですが、今後増えてくることも考えられると十分に思います。将来的に農業を再開できるめどが立たないようであれば、その農地を借りたいと思っていらっしゃる方に、スムーズに受け渡していくことが、休耕地の発生を未然に防ぐ対策になると考えておりますが、2番目の質問で、休耕地を貸したい方や借りたい方の仲介などを行われるお考えはありませんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 耕作放棄地、この休耕地の件でございますが、仲介ということでお尋ねいただいたのですけれども、まずは三重県に、平成 25 年度に農地中間管理機構というのができあがりました。これは農地の仲介をする機関でございますが、こちらのほうは平成 26 年度から、各集落で取り組んでいただきますように推進を行っております。

こちらのほうは、先ほど説明をさせていただきました農業委員会によりまして、遊休農地の利用意向調査による利用者の意向の把握をさせていただきまして、ご希望がありましたら中間管理機構に紹介するという体制を、今のところ整えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 本来であれば当事人同士で解決できることが望ましいとは思いますが、親戚も知人もいらっしゃらない中、玉城に移住された方もいらっしゃると思います。そのような方々には、直接交渉するつてもなく、そうした場合はやはり役場の皆さん頼るしかないと思っておりますので、気持ちを酌んでいただいて、双方の架け橋となるようなシステムを共に考えていければよいと思っております。

先ほど町長からもお話があった、市民農園のことをちょっと質問させていただこうと思っていたんですけれども、近年、高齢者や健康や自らの生きがいのために利用したり、食育や情操教育の観点から、幼児、児童生徒の体験学習や、企業の福祉厚生などの目的で利用される市民農園が増えているそうです。

町長もよくおっしゃっていますが、人口減少する自治体が多い中、玉城町は人口増加い

してる希有な町です。県内の他市町はもちろんのこと、県外から移住してくださった方もいらっしゃると思います。その方々から玉城にきたら家庭菜園をやりたかった、やれると思っておったのというお言葉を耳にすることがあります。そこで、冒頭の町長の言葉とちょっと一緒になってしまうのですが、止め直しという部分で、小面積の農地を利用して、低下で家庭菜園を楽しみたいという人が増えていることから、休耕地を活用して、市民農園を開設している自治体が多くございます。

今後、玉城町でそのようなお考えがないか、もう一度お聞かせいただきたい。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 前川議員おっしゃられるとおり、やはり農林水産省のホームページ等を見ますと、市民農園についての定義がございます。サラリーマン家庭とか都市の住民の方々が、リクリエーションとしての自家用野菜、花の栽培、高齢者の生きがいづくりとか、そういった福祉の目的で、小面積の農地を利用して、野菜や花卉を育てる農園ということで、認識をいたしております。

先ほども冒頭で町長のほうで、市民農園整備についての検討を、これから進めていくということでございますので、当課といたしましても近隣市町の状況を調査をさせていただきながら、検討について進めさせていただきたいと思っております。なお、近隣では度会町さんは宮リバーの度会パーク、度会町さんが直営で、農家から土地を借りまして、それを貸し出ししている事例がございます。

それからあとは多気郡農協さんが、この間、明和町で一部ございますのと、伊勢農協管内では小俣が2箇所、御菌に1箇所、これも農協のほうで運営しているということで、実態のほうを調査をさせていただいておりますので、こういったところをいろいろ参考にさせていただきながら、市民農園につきましたの検討をさせていただきます。このように考えております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 5番 前川 さおり君。

○5番(前川 さおり) 健康づくりや地域の方々とのふれあいが持てる、お子さまのいらっしゃるご家庭では、お子さんの食に対して興味を持つようになった。また、農業に興味を持つようになったなど、市民農園には多くの利点がみられるようです。一方では今まで草刈りなど農地保全に努めてきたけれども、高齢になって維持管理も大変だという方がいらっしゃいます。この2つの状況を考えますと、近隣の他の自治体のように、市民農園の開設は双方にとって喜んでいただけるのではないかと、私は考えておりますので、どうか善処できることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中瀬 信之) 以上で、5番 前川 さおり君の質問は終わりました。

次に、7番 井上 容子君の質問を許します。

7番 井上 容子君。

〔7番 井上 容子 議員登壇〕

《7番 井上 容子 議員》

○7番(井上 容子) 議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさ

させていただきます。今回の質問は3点、1つ目に、職員の資質能力と採用について。2つ目に町おこしに向けての同窓会について。3つ目に、中山間地における里山管理についてでございます。

それでは、1つ目、玉城町職員の資質能力と採用について、3つの項目にわけてお尋ねします。まず1つ目の項目、採用者の学歴についてでございます。本年度も新規採用者があり、先般職員の皆様もご指導にお忙しいようです。先日の三重テレビの生放送でも、お二人のフレッシュさんが活躍されていましたね。役場のご様子から察するに、皆さん大学を卒業しておられるようです。近年、高校を卒業されて直ぐの採用がないようにお見受けしますが、町としては学歴優先なのでしょうか。たまたま中学、高校の新卒採用がないだけで、学歴にとらわれない採用を心がけておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 井上議員からまずは職員の資質能力と採用についてのご質問をいただきました。玉城町の採用の考え方はどうかということでございます。玉城町におきましては、まずは新規採用の場合の新規の募集要綱、これを広報等を通してお知らせをさせていただいておるわけでございます。

一般行政職、事務職の場合を申し上げますと、高校卒業程度の学力を有する者と、こうしておるわけございまして、ここ数年の採用実績では、学歴をみますと大学卒の方が多いわけでありまして、高校卒業の職員の方もおるということでございます。また、実際に平成24年の採用でも、高校卒業者の方もあって、大学卒業ということには限定していないということでございます。

従って、募集要綱、一般行政職で申し上げますと、高校卒業程度の学力を有する者としておりますので、最近はございませんけれども、仮に最終学歴が中学校卒業でありまして、高校卒業程度の学力があれば、採用受験を妨げるものではないという考え方でございます。

当町の採用方針でございますけれども、学歴優先の採用ということでは決してございませんので、県下統一の採用試験がございまして、1次、2次試験においては学力、それと知識、人物等の面接、作文というものをクリアーをさせていただくということでございまして、その上で、玉城町職員としてふさわしいかどうかということ判断をさせていただいて、成績の良いから方から採用しておるという状況でございます。

採用試験におきましても、高校卒業程度の者ということになっておりますから、高校卒業、大学卒業に関わらず公平に判断をさせていただいて、採用しておるというのが、今の現状でございます。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） どの学校を卒業していても、していなくても、高校卒業程度の学力があれば、優秀であれば採用していただけるといって安心していたしました。

では、2つ目の項目にまいります。専門の技能を持った職員について、3つに分けてお伺いします。看護師、保健師、保育士など専門の資格が必要な職種に関しては、他の職種にもまして、町の方針や状況に沿った知識を持った職員採用が必要かと思われま。

まず最初に、町に就職することを目標にしている学生、こういう人材を採用するという指針は、問い合わせがあれば答えられる準備はございますか。具体的な目的意識をもって

勉強するのと、なにげなく知識を習得するのでは、現場に出たから違いが出てまいります。また、現場がどういう人材を求めているか。現場と採用担当部署との認識の違い、食い違いが起こらない対策はとっておられますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 今、お尋ねの職員の専門職員ということでございますが、一般的な形で指導させていただきますと、まずもって玉城町におきましては、玉城町人材育成基本方針というものがございます。そして、定員の適正化計画というものも策定をしております。その中で求められる職員像というものを掲げてございます。

職員の人材育成も含め、全職員でまた今年度から人事効果という中での人事制度のほうも、取り組んでおるところでございますし、これらのことから今、議員仰せの中での町職員としてのということにつきましては、職員間共通の認識の中で対応可能と考えてございます。そして、また現場との食い違いというお話がございましたが、これにつきましても、常に各担当課長が現場、そして、管理運営状況を把握する体制を整えてございますので、そのようなそごはないと考えておるところでございます。

そして、また専門職的には、特に看護師、保健師の関係でございます。これらにつきましては、三重県県立看護大学と連携をいたしまして、地域推薦枠というの設定をいたしております。既に3名が採用という中で、保健師1名、看護師2名、従事をしていただいております。現在、大学のほうで地域推薦枠の中で在学中であるということも、申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） では、次にまいります。働きながら学べる学校が多くございます。例えば昔からある夜間課程のある学校は勿論ですが、平成14年から文部科学省で制定されております、長期履修制度はご承知のとおり、働きながら勿論、育児や介護をしながらでも学べるように、2年で設定された課程と学費を、3年から4年に分けて学べる制度です。現場の状況がわかってもなるものと、将来役立てられるであろうスキルとして学ぶのでは、学習成果に大きな違いが出てまいります。そういった意味でも、町で働きながら学ぶ人を採用するということは、知識も意欲も兼ね備えた人材を確保できる利点があるかと思えます。

非常勤職員として働きながら、町の求める能力を学び、通学できる制度はありますでしょうか、お答えください。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 非常勤職員ということ、また、これにつきましては、正規の職員もあわせてでございますが、制度としてもございますし、また、働きながら実際に大学、放送大学等に通い、学位を取得した職員もあります。そして、また制度の中では、玉城町職員の就学部分休業に関する条例という形でも、部分休業の制度も設定をいたしておりますし、また、職員の中で今までも休業をして、その中で学位を取得をしたとかいう職員もおりますし、上位の資格を取得し、幹部でおる職員もおる状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。必要な勉強は採用されてからでも学べるということですので、町にあった人材に育っていただくためにも、優秀な若い人を採用し、どうしても学識を深める必要があるならば、仕事に必要な学問を修めていただくことも可

能にさせていただきたいと思えます。

では、専門的な技能を持った職員について、最後の質問です。現在、保育士の賃金について、業務内容と照らし合わせて、金額が低いのではないかと全国的に話題になっています。保育士に限らず専門的な知識を持った職員に対する賃金について、何らかの考慮はされているのでしょうか。例えばインターネットの保育士対策の転職サイトでは、やりがいがあるから保育士を続けたいけれども、生活が成り立つかどうか不安と思うなら、転職すればいいんですよ。今すぐ転職ができなくても相談にのりますよなどの言葉が溢れ、テレビでは都会での暮らしに憧れる若い保育士を誘う姿が、特集されたりしています。

玉城で働きたい人はたくさんいらっしゃると思います。しかし、希望される人全てが町が望む人材とは限りません。優秀な人材は自分の能力が活かされる職場を希望されるでしょうが、家族を養う生活ができるかどうか重要な要素になります。優秀な人材が受験申込をしてくれるように、また、正規職員、臨時職員に関わらず玉城で働く優秀な人材が、ほかに転職してしまわないように、どのように考えておられるかお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 保育士の賃金関係のお話でございます。正規の保育士につきましては、国に準じた私ども行政職の給料表と同じ給料を適用してございますので、今、全国的に問題になっておるような賃金格差というものはないと考えておるところでございます。

そして、また、正規の職員につきましては、役場職員と同様の休業、育児休業なり制度も全て同じ状況の内容でございます。非常勤職員というふうなことの部分もあろうかと思えます。これにつきましても、この3月の定例議会のほうにおきまして、任期付きの職員という枠を設定をし、非常勤の中からそういう正職に近い職員の扱いという制度もこさえた中で、対応するように進めておる段階でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） それでは、今、話題になっているような問題視されているように、保育士の給料がアップするということは、今のところないということでございますか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 正規の職員につきましては、行政職員給料表と国公に準拠した形でございますので、そのような考え方は持っておりません。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） では、職員の資質と採用について、最後の項目に移りたいと思えます。3月の一般質問で発達障がいをお持ちのお子さんへの対応について、お尋ねしました中に、保育所において発達障がいの認定をされたお子さんだけでなく、発達障がいの認定を受けてはいないが、発達障がいの疑いのあるお子さんについても、早期に支援を行うことによって、発達の遅れを取り戻すことを目的に、いろんな方策をとっているというようなお答えをいただきました。

その中でも、三重発達障害システムアドバイザーの研修を受けた保育士などが担当し、日本で唯一の児童精神科の専門家病院である三重県立あすなろ学園からのご支援を受けつつ、CLMチェックリストイン三重という、発達チェックと個別の指導計画による三重県の発達障害児児童プログラムについて、ご助言をいただいているとの内容でございました。

まず、三重発達障害支援システムアドバイザーの研修を受けた、保育士、保健師、教員

はあわせて何人おいでになるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 三重発達支援システムアドバイザーの研修でございます。これはあすなろ学園での研修ということで、1年コースもしくはあすなろ学園で研修を受けた職員が複数名おります市町におきまして、半年間の研修ということで、取得が可能かとなってございます。この制度につきましては平成15年から始まりまして、27年度末までで県下で55名の方がアドバイザーの認定をされてございます。そのうち玉城町は2名の保育士が認定を受けておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 少し内容が変わります。先ほどのあすなろ学園の研修につきましては、厚生労働省の管轄になります。それから、学校においては文部科学省という形になりますので、そういったいわゆる研修を受けるというのは、別な研修の機会があります。それで、現在学校においては、特別支援、発達障害を中心とした特別支援の対策のために、各学校には1人、特別支援コーディネーターというものを置かなければいけないこととなります。それで、先生方の中から、必ずその研修に行く先生を決めて、毎年行っておりますので、そういった点では、毎年1人ずつは学校にいる。それから、養護教諭の先生方も特別支援、発達障害の研究も行っておりますので、そういった点では、最低は2名みえます。ただ累積してきますと、過年度の方々もたくさんみえますので、数名が学校にはみえるということになってきます。

それで、そのほかの先生としましては、一応各学校ではそのコーディネーターが、毎月1回、全職員の先生方を集めまして、話し合いを持っております。その中でされているのが、いわゆる特別支援学級へ行っておる子どもたちだけやなしに、発達障害を感じられる子どもたちについての話し合いも行われて、全職員で共有をしているということでの会議も持っておりますので、そういった点での理解あると思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） ありがとうございます。先ほどの続きになりますが、3月の一般質問で気になる数字をお答えいただきましたので伺います。障害をお持ちのお子さんは、年によってバラツキがあるものの、20名を超えるくらい人数がいて、その中で町独自に加配職員を10名弱配置されているとのお答えでした。

三重発達障害システムアドバイザーの研修を受けた保育士さんでしょうか、2名お出でになり、その職員が他の保育士に知識を伝えることで対応できるようなお話を、お返事いただいたかと思いますが、折角知識を伝授していただいても、臨時職員の身分では、職員の意欲も下がるでしょうし、短期職員ですと知識に応じた経験を生かす機会がございません。期待できません。

また、南勢地区の保護者の方は、北勢、中勢地区の方と比べて、発達障害に対する認識が薄いと聞きます。また、大勢の年長者と同居していた時代の感覚でおられ、現代の子どもたちが年長者と接触する機会が減っている意識がないのか、発達障害と思われたくない差別意識のほうが強いようです。

子どもたちが大きくなってから、社会に順応できなくならないように、社会で順応できるように、障害支援や保護者の方への啓蒙活動ができるような知識を持って職員の採用は、町で予定されているでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 3月の答弁の中であったというお話でございます。保育士は保育現場に入らずに、専門に指導しておる職員を1名配置してございますので、各園にそれぞれのクラスにおきまして、指導することは可能ということで、ご理解いただきたいと思っております。

発達支援システムアドバイザーの研修を受けた1名につきましては、今現在、所長という立場におりますし、もう1名はフリーということの中で、保健福祉会館のほうで勤務をさせてございます。

それとあと保健師の福祉会館のほうにおきまして、お子さまのお生まれになった、赤ちゃん訪問の時からですね、ずっと観察というんですか、そのお子さまをみさせていただいた中で、適切な指導をさせていただいておるという手厚く町のほうで、保健師、保育所あたりが連携した中で、今、お子さんのお手伝いをさせていただいておるところでございますし、また、町のほうでの特別の加配というんですか、その部分も付けさせていただいて、できるだけ早い時期に、お子さんですが、十分伸びる部分も持っておりますので、できる限りその部分を伸ばすように努力をさせていただいておるところでございます。

それで、職員の採用でございますけれども、資格を持った職員というのは、なかなかそのようなないという状況でございますので、町の職員の中から、そういう職員を養成していくという考え方でございます。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 先ほどからお話いただいております、発達支援アドバイザーとかの、三重県の取り組みの特徴は、早期発見、早期支援に続く、小学校、中学校と途切れない発達支援システムにあると理解しております。先ほどのコーディネーターさんのお話もありましたし、発達支援アドバイザーさんのお話もありましたが、教育委員会さんと福祉課のほうでのすり合わせというのもできているということで、理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 保育所と小学校との連携のほうは、小学校に入る段階でも巡回教育相談等もさせていただきまして、子どもたちを学校の先生方、それからコーディネーターの先生方がみていただいて、今後、小学校に入った時に、どのような対応をとったらいいかということの計画まで作りながら、入学までの短期間の間ですけれども、1年間の間ですけれども、作りあげていくことをやっておりますので、そういった点では保小の連携はスムーズに行われているものではないかと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） ちょっと補足でございますけれども、家庭・子ども支援ネットワークという組織を立ち上げておきまして、それによりまして、校区別の会議、あと担当者会議、実務者会議という部分でございますけれども、これも定例的に年に数回行っておりますので、その辺りで小学校の校長先生あたりも入っていただいた中で、運営をさせていただいておりますので、十分連携して支援をさせていただいておる状況かと思っております。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 早くから玉城町ではこういったことに取り組んでいただいているようですし、未来の玉城町を担う子どもたちが、社会で貢献していけるように、継続した人

材の育成が必要かと思えます。加配保育士による療育、治療の療に育くむと書きますが、これをあすなるモデルというそうですね。こちらを実施するための加配保育士は、臨時職員よりも正規職員のほうが適しているのではないのでしょうか。いくら少子化が子どもが減っておりまして、毎年10名も加配があるのでしたら、担任、副担任は勿論、加配の半分が正規職員でも、定年などの退職、育児休業、介護休業などの必要が出てくれば、少子化に伴う職員を減らす必要もないかと思えます。

保育士の質を維持するためにも、少数精鋭では、これからの若い世代には、待遇の悪さと映りかねませんので、どうか正規職員の保育士の採用増加と、若い保育士の育成、学校におきましての学習支援補助員など、ご検討いただきますようお願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。町おこしに向けての同窓会について伺います。玉城で育った方が、玉城で定住していただくために、同窓会は故郷の良さをアピールするよいきっかけになると思えます。実際、同窓会を町おこしに利用している自治体はたくさんあり、古里会議同窓会事業などの補助金制度も多く、いろいろな取り組みがみられます。中学校が町に1つしかない玉城町では、成人式が中学校の同窓会のようになっていますが、家庭を持つ世代に玉城の良さをアピールするには、何年か後にも同窓会があったほうが、効果的でないかと思われまます。

既に玉城町の人には当然になっているのかもしれませんが、ごみステーションへのごみだしや役場窓口の19時までの対応、子どもの医療費の無料化など、玉城町はほかの自治体に暮らす人からは高い評価を受けています。成人式や就職前の地元PRだとすれば、同窓会はマイホーム建設前の大切なPR手段です。生活が安定しますと、Uターンは見込みが薄くなりますが、その前に対応し玉城で暮らすきっかけにできれば、空き家対策、耕作放棄地利用促進、多世代同居の復活につながるのではないのでしょうか。

また、同窓会を開くために必要な買い出しや、仕出しを、玉城町内で手配していただくことにより、玉城を潤すことにつながります。補助金とまではいなくても、少しの支援で大きな効果が得られるのではないのでしょうか。会場の掃除やごみの処理などを、自分たちでもらうなどのルールの整備は必要があるかと思えますけれども、町内の業者の紹介や、玉城広報の活用、施設の利用許可などという低コストな援助で、可能になります。

そこで同窓会を盛り上げていただく取り組みを、ご検討いただけるかどうかお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） コミュニティー活動を応援するという立場から、広報紙のほうにこういう同窓会の掲載については、問題ないと思っています。ただ、掲載に関して若干決め事は必要かと思えますので、それをつくっていききたいなと思っています。広報紙のページ数にも年間契約というのがございまして、新たにページ数は増やしにくいところはあるんですが、私も以前から町民活動の広場という、そういうようなものをちょっと掲載をしていきたいという思いがございまして、それは会員の募集とか、それから催し物の状況とか、今の同窓会ですね、それを通知をするような掲載するページ数をつくってみたいと思っています。

先ほど申し上げたように、ページ数の制約がございまして、少しお時間いただきながら、前向きに検討していききたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君。

○7番 (井上 容子) 広報以外にもやはり支援など、ほかの部署の方々もご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に3つ目、中山間地における里山管理について、お伺いいたします。先ほど前川議員の一般質問にもありました、耕作放棄地問題と同じように、山の管理も深刻な問題となっております。玉城町総合計画では、産業の連携により地域経済を活気づける町の農林業の森林、里山の保全管理という項目においては、森林や里山の大切さを住民が理解し、里山づくりを主体に促進して、住民はもちろん玉城に関わりを持つ方々の森林への理解を深めることを目標に、鳥獣被害防止対策の強化を主な取り組みにあげておられます。

取り組みの内容を読み上げさせていただきますと、獣害に強い集落の育成を図るため、集落との協力や広域連携を図りながら、被害状況の調査や原因の究明に取り組むとともに、野生鳥獣による農産物への被害防止施設の整備及び有害鳥獣の捕獲、駆除を進めますとあります。ただ、被害防止施設は対処療法でしかなく、近年では害獣の生体に、里山整備が必要不可欠だということを、よく報道されています。

また、これには住民の努力も必要不可欠であるとも叫ばれております。私自身が管理地に手が回らず、獣害対策に非協力的と批判されても仕方がない状態ではありますが、町民の方々のご意見として、あえて3つの項目にわけて質問させていただきます。

最初に常に山を管理していたころの世代から、会社勤めが普通になり、山の管理をしなくなった世代に移り、その方も既に高齢者になっております。かろうじて山の場所を把握されていた方も、その次に世代になると、自分の家の山に行ったこともない。山があるかどうか固定資産税の内容をご覧にならない限り、ご存知ない世代となります。山は数年行かないだけで、様子がまったく変わりますので、小さいころに連れて行ってもらった記憶では、まったくわからなくなるのも当然です。

このことから相続者が管理すべき土地の場所がわからないという状態が多くあります。現在では衛星写真で場所の確認ができるなどの技術なども発達しております。場所の通告など所有者の意識を高める工夫はされておられますでしょうか、お聞かせください。

○議長 (中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長 (中世古 憲司) まず前置きといたしまして、玉城町の鳥獣害対策について、若干説明させていただきたいと思います。27年度の実績でございますが、有害鳥獣の捕獲数につきましては、206件、半数が鳥類による被害でございます。また、最近猪の被害も増加の傾向にございまして、同年の捕獲数につきましては、48頭ということになっております。

町といたしましては、お示ししたとおりの総合計画におきまして、従来の猟友会の事業の委託ということで、鳥獣害の対策を行っておりますが、平成23年度から鳥獣害の防止総合対策事業という国の事業を受けまして、電気柵、ワイヤーメッシュの設置等を、集落と協力して実施をさせていただいております。

次に、お尋ねの件でございますが、玉城町にも森林計画に基づきます森林簿というのがございます。森林の所在地とか所有者、それから面積等々を情報を記載した台帳ということでございます。ただお尋ねのように、今の状態で衛星写真でございますので、場所の確認ができるという方法はとっておりませんし、昔ながらの紙ベースの台帳しかございません。従いまして、所有者情報とか、そういったことにつきまして、所有者の方からお尋ね

がございましたら、その台帳をもってして案内をさせていただいておるという状況でございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 7番 井上 容子君。

○7番(井上 容子) では、固定資産税の番地の記載のあるものを持っていけば、だいたいの辺がうちの土地だなというのは、お教えいただけるということによろしいですか。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長(北岡 明) 地番図の閲覧につきましては、税務住民課の窓口におきまして、申請をしていただくことによりまして可能でございます。ただし山林等につきましては、非常に境界線の中に見えない部分が多々ございます。それですので、境界線が入っておって、例えば1つのところに1つの地番が入っておれば、その地番から法務局等で確認をいただくということをさせていただいておりますけれども、一つのエリアの中に何筆か入っておるような状況が多々ございますので、その辺につきましても、法務局で確認をいただくなり、登記簿そういったもので確認していただくということでのご案内をさせていただいております。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) 町にも林班図というのをそろえておりまして、ここで確認はさせていただくことができます。ただ残念ながら、所有者情報というのは更新されているのは、ちょっと数年前になっているということでございまして、今後、国の森林法の一部を改正する法律というのが、今検討されております。実施につきましては、平成29年4月1日ということで聞いておりますが、ここの中で、先ほど申しいただきましたように、鳥獣害の関係のことの検討とか、それから隣地台帳の整備というのも計画をされております。三重県と連携をいたしまして、市町がこれからつくっていくということで、計画がありますので、玉城町もこういうものを利用しながら、しっかりした管理の所有者台帳というのをつくらせていただきたいと、このように考えております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 7番 井上 容子君。

○7番(井上 容子) それでは、だいたいの場所は産業振興課さんと税務課さんのほうで、両方にお尋ねすれば予想がつくということで、よろしいですか。

それでは、次にすいません。地主が高齢化していたり、山の管理力がない場合、町として何か対策はとられることを予定されているでしょうか。例えば城山クリーン作戦のようなことは考えておられるか、お聞かせください。

○議長(中瀬 信之) 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長(中世古 憲司) やはり管理につきましては、個人の所有というものでございましたら、やはり基本的には個人で管理をしていただくということになるかと思っております。どうしてもという場合は、私ども窓口に言っていただきましたら、有償になるかと思っておりますが、伊勢志摩森林組合のほうで、個人所有のところの伐採とか、下草刈り等を請負しているということで、確認をとらせていただいておりますので、もしご相談がありますようでしたら、私のほうの窓口か組合のほうにお尋ねいただければいいかと思っております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 7番 井上 容子君。

○7番(井上 容子) 有料とはいえ慣れた方をお願いできるのであれば、ありがたいことだと思います。1人では山に入るなど、昔から戒められていますけれども、慣れない人が

慣れない誰かを誘って、荒れた山に入ることも危険です。ある程度、人が入れるようになれば、その後の管理もしやすくなるでしょうから、住民の方から問い合わせがあれば、積極的にお答えいただければと思います。

最後の質問です。害獣駆除に罠を仕掛けるのにも、許可や免許が必要なことをご存知ない方は意外に多くいらっしゃいます。また、鳥獣保護法で野生の動物を捕獲することはいけないことというのはご存知でも、害を及ぼす動物まで保護されていると思われない方もいらっしゃいます。そんな中、狩猟免許をお持ちの方に、害獣駆除にご協力いただけるのはありがたいことだと思います。山間部では害獣駆除のための若い世代の狩猟免許取得者育成に、一生懸命になっておられるようです。ただ、免許の更新など面倒なことも多いために、後継者不足も問題になっています。

農産物や人への被害を防ぐ緊急の対策として、防除に協力していただく猟友会の方の後継者問題は、玉城ではどの程度なのか、お教えてください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 事業、駆除を委託しております猟友会、こちらの会員につきましては、現在 30 名が登録をいたしております。年齢構成といたしましては、多い順番でいきますと、60 代が 14 名で 42%、70 代が 6 名で 18%、30 代が 5 名おみえになりまして、15%、40 代が 3 名で 9%、50 代が 2 名で 6%ということになっております。30 代、40 代、50 代の人数を合計いたしますと、合計で 10 名ということになりまして、3分の1が若いという世代ということになるのかと思いますので、後継問題につきましては、中には女性の方もおみえになりますし、よそのほかの市町と比べれば、まだまだ猟友会のほうで対応できるのではないかと、このように認識しております。以上です。

○7番（井上 容子） 駆除に関して、狩猟免許を持った若い世代が多くおいでになるということをお伺いして安心しました。もうすぐ今年度の狩猟免許の更新や新規希望者の講習が始まります。これからも更新していただけるように町からも後押ししていただければと思います。これにて私の一般質問を終らせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、7番 井上 容子君の質問は終わりました。

途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

8番 北川 雅紀君の質問を許します。

8番 北川 雅紀君。

〔8番 北川 雅紀 議員登壇〕

《8番 北川 雅紀 議員》

○8番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今日のテーマは1つでして、公共施設の設備について、設備といってもいくつか種類があるので、今日はその中から3つ、1つは、たばこですね、たばこを吸う部屋とか、

たばこを吸っていかどうかということ。2つ目が、Wi-Fi、携帯とかネットワークにつながるWi-Fiのことについて。そして、もう1個最後は、電気とか回線、電話とか電力自由化とかの流れの中で、各施設のそういったものの経費とか状況、その合計、たばことWi-Fiと電気とか、そういうネットワークのこと、3点について公共施設のことについてお伺いします。

1つ目ですが、まず最初にたばこです。公共施設といっても学校とか、保健福祉会館、また役場とかいろいろとあると思うんですが、そこで喫煙場があるところ、また全面禁煙のところとか、いろいろ種類があると思うんですが、そういったことは公共施設なので町が決めるわけですが、そこに対する考え方。またその大元をいったら、喫煙する人に対して、町はどう考えていて、どういう政策をしているのか。また、受動喫煙ですね、吸っていない人が煙を吸うということに対して、町はどう考えていて、どういう施策を打っているのかということも含めて、まず大きくは町長にそういう健康という視点から禁煙や喫煙、受動喫煙についてどう考えているのか、またどういう施策をしているのか伺います。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 北川議員から健康の視点からの喫煙についてのお尋ねでございます。

まずは、私は若い時からたばこを吸っておらんのですが、たばこを吸うことによる健康被害というのは、もうご承知のように、煙を吸って、口から喉や肺以外へ、肺からの影響から例えばがんの発症、あるいは循環器、呼吸器、そして、奥さんをお持ちの場合には、子どもへの影響というものも喫煙によってあるということが言われておるわけでありまして。また、受動喫煙についても、肺がんや子どもの発育への影響が及ぼされるということも聞かれておるわけでありまして。

嗜好品ということでありまして、なかなか止められないということも現実あるわけでありまして、もちろんたばこを吸われる方もおみえでありますし、また、お酒にしても、あるいは甘いお菓子にしても、辛い漬物にしても、やはりこれは過ぎると健康被害が発生するということでもありますから、長年好んでこられた嗜好されてこられたことが、なかなか止められないというのが現実でありますけれども、できるだけ健康を守るために控えていただくような啓発、そういうものが大変重要なことと思っております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 町長が言ってみえたとおり健康によくはないものというのは、世界共通であり、日本でも同じようなことですし、誰もが知っていることなんで、たばこを吸っている人も、受動喫煙の人も健康によくはないというのが、当たり前になっていると思います。そういった中で、5月末、先月末に厚生労働省が発表したんですが、受動喫煙の影響による死亡者が国内で年間1万5,000人にのぼると推計を発表しました。

吸っている人は吸う自由もありますし、家とかそういう場所では、自分でお金を払って吸っていて健康に悪いとわかっていても、吸っていたりするので、それは止めることはできないですし、いいと思うんです。ただ、今日テーマとするのはですね、公共施設でのたばこの喫煙ということに絞って話をしていく中で、玉城町として町ですね、町長も健康施策が一番、健康の施策というのが重点施策になっていて一番ぐらいかんと思う中で、公共施設でたばこを吸って受動喫煙を、吸っていない人がしてします。

もっといえば、根本をいえば公共施設でたばこを吸ってはだめということにしたら、た

ばこを吸っている人もやめるかもしれないですね、たばこを。そういう吸っている人を少しでも減らすという、吸っている人も健康になってほしいという視点で考えている時代なんです。そういった中でいろいろなところが、自治体が建物は禁煙というところが、今まで多かったりして、敷地内も全面禁煙にして、吸っている人をより健康になってもらおう。また、受動喫煙の被害をなくそうということを取り組んでいるんですが、まず玉城町の現状はどうなっているかなということを知らないと思うんですが、病院とか学校とか役場とか、いろいろな建物があるんですが、町として1つの部署、それがここの建物はこうしようと考えているのか。それとも各施設ごとにうちは建物内禁煙、また建物内に喫煙場をつくろうとか、そういう判断をしているのか、そういった部分はどうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 公共施設すべて全館管理の部分もございますので、私のほうから統一的な考え方だけ、ご説明を申し上げたいと思います。公共施設は、やはりその利用者、お客様等々の用途が違いますので、基本的には各施設管理者のほうで管理をするという状況でございます。

また、公共施設関係につきましては、禁煙関係、すべての公共施設で現在、施設内屋内禁煙という形で処理をしております。議員仰せのとおり受動喫煙ということ、これにつきましては、平成22年の通達によりまして、健康増進法で室内において全面禁煙であるべのであるという通達が出されて、玉城町におきます庁舎内につきましては、20年ごろから2階の部分まで、申し訳ないですけども、3階の部分が最終的になったという中で、室内の禁煙は全てさせていただいております。役場庁舎からいきますと、一部2階のベランダ、そして南側の通用口の外側の部分で喫煙場所を設けておると。

アスパシアにつきましては、喫煙場所として、屋外に喫煙室というものも設けまして、そこでの場所、それとまた通用口の外側での指定された灰皿を設置いたしまして、喫煙する場所を設置いたしております。

保健福祉会館につきましては、逆に吸える場所につきましては、ふれあいホールの玄関口、そして、北側の通用口の外側のところに灰皿を設置いたしております。

中央公民館につきましては、玄関左側の軒下のところに、灰皿の設置。体育センターにつきましては、東側の軒下、自動販売機の設置をしてあるところの横に灰皿の設置でございます。

保育所につきましては、敷地内全面禁煙。学校関係につきましても、原則、敷地内禁煙といたしておりますが、諸行事関係の開催時につきましては、指定の喫煙場所に灰皿を設置し、そこで吸ってもらうようにしておるということでございます。

そして、また病院ですね。病院関係につきましては、正面玄関の軒下のところに灰皿を設置、職員関係につきましては、屋上へ灰皿を設置しておると。老健のケアハウスにつきましても、お客さん用、家族用ということで、玄関の軒下外側のところに灰皿の設置。職員につきましては、裏の北側の通用口に灰皿を設置しておるという状況でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 03年施行の健康増進法というのがあって、それはたばこは危険なものだから減らしていこうという中で、公共施設は全面禁煙が望ましいという書き方だったんで、やってないところと、やってあるところがあるんですけども、今年に入ってから

厚生労働省もオリンピックとかあって、いろいろなことを、たばこというもののみえ方、国際世論からみて、そういった時に今の状況は望ましくないということが念頭にあって、基本的には公共施設の敷地内は全面禁煙、そして受動喫煙を防ぐ対策をとらないところは、罰則をつけるという新しい法律の検討を始めています。結果はどうなるかわかりませんが、国際的なスタンダードでは罰則をつけて、たばこを防いだり、公共施設は全面、建物だけじゃなくて敷地内も、全部禁煙にするというのが、スタンダードになって、そういう方向に向かうということで、法律を今、国も考えているという中で、今、玉城町で現状を聞いた中では、敷地内全面禁煙は保育所と小学校だけで、あとは建物内は禁煙で、敷地内はオッケーということでよかったですか、大まかには。

そういうことなんで、まずでは敷地内全面禁煙のところですね、保育所と小学校について話をしていくんですけども、保育所、小学校というところは敷地内も全面禁煙でいいと思うんですが、実施するにあたって、職員の意見とか、来客者の意見とかあると思うんですが、そういったことに決断した経緯というか、考え方はどんなものだったんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 学校現場におきましては、子どもたちの教育的配慮ということもありまして、全面的に敷地内禁煙にしとる学校が、県下ではほとんどになってきました。そういう点では、一応今のところ敷地内、玉城町も同じように敷地内禁煙という対応をとらせていただいております。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育所も学校と同様の考え方で、敷地内全面禁煙にさせていただいております。あとまた保健福祉会館のほうにつきましては、多数の方がおみえということの中での、一応喫煙場所を設けた、屋外に禁煙場所を設けた格好での対応をさせていただいております。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） では、保育所と小学校では建物内もだめなんで、喫煙室というものもないですし、敷地内で吸うということもないということで徹底されていて、それで、実際そういったことで、皆動いているということで、よろしいんですかね。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 一応、今のところ敷地内禁煙ではあるわけですけども、長年やっぱり昔からたばこを吸ってみえる先生方が、1、2名、各学校にはいて、そういう点ではちょっと離れながら吸われる先生もみえるみたいです。それで、ただ近年、若い先生方はほとんど吸ってみえません。ちょっとお年をめした先生方がほとんどですので、近年はたばこを吸ってみえる先生方は激減しております、そういう点では、近い将来、全面的な禁煙になっていくのかなと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 僕が見る限りは、あまりそれが守られてない。それは来客者かもしれませんし、教員かもしれません。吸っているのを見ます。それは、それで置いておいて、やっぱりルールですので、特に教育機関は子どもたちには吸ってはだめと言っているところですので、徹底してほしいですし、基本的に吸ってなくてもいい日常ということ是可以するわけですね。だって全国でいろんなところで、例えば病院とか役場とか、敷地内の全面禁煙にしているわけですから、吸っている人は、吸わないことができるわけです。我慢す

ればいいんですし、我慢できない人は病院に行くしかないです、アルコール中毒とか、ニコチン中毒、そういうのと一緒なんで、病院へ行って治していただいて、だから、その人たちに配慮して、ルールを逸脱してちょっと見逃すとかというのは、ちょっと論外かなと思うので、徹底していただいて、来客者の人にもわかるように、ここは禁煙なんだよということを徹底してほしいと思います。

それで全面敷地内、建物も敷地内も禁煙のところは、そういう徹底をちゃんとしていただければいいかなと思うんですが、次は建物内は禁煙ですが、敷地内は吸っていいというところが、あと全部のアスパアとか、役場もそうですし、福祉会館とか病院とか、中央公民館も全部そうなんですけども、中でも特に福祉会館と病院、ここについては健康を取り戻しにきたり、福祉、保健というのは、皆さんの健康とか、そういったものを普及する場所であるのに、そういう世界的にも、科学的にも確実に認められている危険な、有害なものです。そういったものを吸えるような状況があつて、それがどうなのかなというのは、私はちょっと考えとしてはあります。

そういった意味で、保健福祉会館と病院、そこは玄関で吸っていいということになっていたんですけども、例えば保健福祉会館だったら、子育てとか、そういうことをやっているんで、妊婦の人とか通りますよね。病院も病気の人が基本的には来るわけですから、そういった人が通るところに喫煙場があると。そういったことについて、本当は私自身は敷地内全面禁煙にしたほうがいいかなと思いますし、国もそういう流れの中で、何年後にはなるんかもしれませんけれども、現状の中でそういった場所でいいのか、どういった考えをもって、保健とか病院のところを、普通なら禁煙でもおかしくないところが、玉城町は吸ってもいいようにしているのか。そういったところを、まずその2個の管理者というか、担当者をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃるように保健福祉会館は健康づくりにも取り組まさせていただきますし、子育て支援の拠点ということにさせていただきます。ただ、今、設置させていただいていますが、ふれあいホールの入口付近の玄関ということでございますので、一般の方ですが、子育ての関係の方等については、福祉会館の正面玄関から入られる関係で、若干配慮をさせていただいておるという状況でございます。

ホールのほうにつきましては、いろんなイベント等も開催されておまして、そこにみえる方等のことも配慮した中で、今の段階としては法的には、受動喫煙につきましては、法で制限をされておるんですけども、受動喫煙につきましては、あくまで法でいきますと、室内なりということで、室外については規制がされてございませんので、ただいろんな指針というんですか、今回、27年6月からの職場の関係の受動喫煙の防止対策、事業者には義務付けをされましたので、その中にはいろんな受動喫煙を防止するための効果的な手段というのが示されてございますので、この辺を考慮した中での運営をさせていただきたいと、今のところ考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 病院老健事務局長 田村 優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 現在、病院におきましては、玄関の横で喫煙所を設けておるわけでございますけども、場所につきまして、今後、少し移動ができるかなということで、病院の運営委員会のほうで検討をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 特に病院、この2015年12月の東京新聞にあるんですが、全国で20床以上あるベッド数の病院を調査して、8,500あって50%以上は、50数パーセントは敷地内を含む全面禁煙としているんですね。隣の伊勢市の日赤も敷地内全面禁煙で、妹が看護師しているんで聞いたんですけども、お医者さんも吸うところがないので、敷地外に出て病院の駐車場とか、病院内の喫煙場じゃなくて、勤務をしている人で吸いたい人があっても、休憩時間とかに敷地外に行って吸っているということなんですね。そういうことをすべき場所、時流、昔の感覚でいうと、たばこというのは一種の楽しみのようなところがあって、その人たちに配慮する空間やお金というのが、必要あるというような概念やったのかもしれませんが、時代は進んで自分自身も健康でなくなる、また回りにも健康被害を及ぼすという中で、ちょっと考えがもう変わってきている節目になっていると思いますので、町としても健康が施策の中で重要視されている町なんで、ちょっと先陣をきってやってもらうぐらいがいいかなと思います。

それで、次に役場とかの話になって、建物内全面禁煙なんですけども、2階のベランダとかで吸っていたり、入口の軒下とかで吸っているのも、いいのかどうかという判断はどうなんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 22年の厚生労働省からの通知文書によりますと、室内において禁煙ということで定められておると認識をしておりますので、軒下であっては窓を閉めて、入口を閉めてという形で配慮しておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 喫煙所とかが室内にあっても、受動喫煙防止の対策に完璧にはいかないというのは、扉の開閉とかがあって、そこから空気が入ってきて、煙が入ってきて、喫煙室というものがあつたとしても、よくないということで減っていった、そういう喫煙所とかが三重県も、今年に入ってから県の建物内は全部禁煙にしましたね、どの施設も。なので、そういうことがあるんですが、ベランダとかやと同じことなんじゃないかなと思うんですが、国の指針みたいなんに則っておって、考えているのか、それとも実感として課長はそういう煙が入ってこないという感じがあるのか。それは現実としてはどうですか、法的な言葉とか指針ではなく。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 国におきますガイドラインにおきましても、屋外での昇降口等々の喫煙のモデルというのが、事例的に発表がされております。それらに基づくような形の中での対応をしておるような形でさせていただいております。今、議員仰せのとおり、入口の開閉という部分につきましても、必ず閉めるような形での対応を職員に周知を図っておるところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ここまでいろいろな施設の話をしてきましたが、町長としては、今のこんな感じでいいんですかね。やってもらいたいなと思うんです。これは町の判断でできることですし、楽しみを奪うわけではないので、公共施設だけの話ですんで、吸っている、例えば職員の人たちには、止めづらいなという人がいるかもしれませんが、公共施設全面禁煙に、敷地内もしたら、やめる人がいるかもしれません。新聞でもありまし

たけど、学校が全部、県が全部禁止にしたところ、4割の教職員がやめたという報道もあったので、そういった意味、僕もたばこ吸いませんし、たばこが煙いっぱいあるようなところは、よう行かないので、例えばご飯屋さんでも、パチンコ屋さんでも、入ることも臭いなどと思ってできませんけれども、本当の目的は吸っている人たちをやめてもらって、健康になってもらうというのが目的なんで、そういった意味も込めて、そして、受動喫煙もなくすという意味も込めて、町長、健康がすごく大切な施策ということで頑張られていますので、そういった意味で今、どうですかね。こういう状況を見て、町長としての考えは。

○議長(中瀬 信之) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) それぞれたばこを吸われる方、ずっと先ほど答弁で申し上げましたように、長年ご自身のいうたら嗜好品でありますから、第一にやめるということは非常に難しいのではないかなと。議員さんの中にもおみえでありますし、しかし、健康の面からは努めて控えていただくことが、ご本人の健康管理になるということは、吸っておられる方も十分ご承知だと思いますので、時間はかかりますけれども、できるだけご理解をいただけるような働きかけというのは必要かなと、こんなふうに思っています。

職員の場合は、労働安全衛生委員会というのがございまして、そこでたばこをはじめ、職員の健康管理について、意見交換したり、やはり健康で仕事に従事していただくことが大事だということの対策も講じておるということでもございますし、これは少し時間がかかりますけれども、是非ご理解いただくような啓発は進めていく必要があると。

それから、今の質問の中にもありましたけれども、特に国あたりも、あるいはオリンピックもありますけれども、そういうところでの、さらにいろんな対策が講じられてくると、そういう状況も踏まえながら考えていかなければいかんのではないかと、こんなふうに思います。以上です。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 施策としては、そういう方向の話はわかりましたが、施設としてどうしていくかということは、あまり進展があるような感じではなかったんですけれども、国としても動いているんで、いずれ3、4年後とかになるかもしれませんので、そうなった時に後手を踏まないような町になってほしいと思います。

そして、施策としては、今日は施設での喫煙、禁煙の話だけしましたが、禁煙外来に行く案内とか、たばこを吸わないようにするような福祉、健康増進の施策とか、そういった面があるので、またそれは機会をみて、たばこという面で、質問させていただきたいと思います。今回は公共施設の禁煙については、とりあえずは今の現状と、病院のほうはちょっと考えていただくということだったんですが、変わらないということなんで、今のルールを周知して、ちゃんとしてほしいなと思います。

今、1個だけ、敷地内は喫煙オッケーということは、例えば夏まつりとかで、そこのお城広場とかは、あそこはたばこを吸いながら歩いてもいい場所なんじゃないですか。それだけ、公園ですね、それはどうですか。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) お城広場も草のところですので、火事対策として禁煙をしておりますので、屋内体育館の前に、1つ設けてあったと思います。そこで吸う人が多いと思います。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) それも多いと思いますので、ここが喫煙場なんですという案内をしてほしいと思います。そこ初めて来た人とか、特にお祭りとかですね、サッカーやっ
ていて、ほかの自治体から試合に来る人とかいるんで、やっぱり小学校も一緒に、ここが
喫煙場所なんだよ、ここは喫煙したらあかん敷地なんだよということを明確にしてほしい
なと思います。これでたばこのことは終わらして、次に公共施設のWi-Fi環境につ
いてということに、質問は移ります。

Wi-Fiというのは無線のネットワーク、ローカルエリアのネットワーク、無線LAN
というのですが、携帯は通信会社とネットワークがつながっていて、いろいろなヤフ
ーとか、グーグルとかにつなげて、通信がつながって情報を得られるということがあるん
ですが、Wi-Fiというのは小さなエリアにネットワーク通信がつながって、その情報
や接続できるというものなんです。

近年、これを公共、行政とかが、公共施設とか、公共施設でないいろんなところに設置
して、特に多いのは観光の町ですね、観光の町は外国人とか来たり、観光客が来るんで、
そういったものをいろんなところに設置して、旅行客とかに使ってほしいというような感
じて、サービスとして付けたり、防災の観点でもすごく有益なことなんで、付けたりして
います。そういった中で、玉城町の現状として、このWi-Fiというものが、設置して
いるのかどうか。それはまた無料なのか、有料なのかということ、現在の玉城町の状況
を伺います。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 現状での町営でのWi-Fiの設備はございません。通信業者
におかれまして機器等が設置され、スマートフォン利用者のWi-Fiというものが、町営
ではありませんけども、役場の一部のところとか、公共施設の中での一部そういう設置をし
ておる場所があります。以上です。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 今のちょっと詳しく教えてもらっていいですか。どういったことな
んか、通信業者がやって、行政がお願いしてやってもらっているのか。あっちが好意で好
きなところに付けていっているのかとか、なんかそういうのがあるんですか。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 通信業者のほうで、その施設からの要請に基づいて、家庭用の
Wi-Fi機器のようなルーターを設置をするという内容で、公共して大きくエリアをカ
バーするというものではありません。以上です。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) お金はどうなっているんですか。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 電源供給が必要でございますので、電源供給の電気代、電気代
のほうは役場のコンセントにつなぐという形で、役場というか公共の電気のコンセント、
一種のコンセントにつなぐということで、ランニングコスト、ほかにかかるランニングコ
ストというのはございません。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) ランニングコストがないということ、通信業者とかが負担するよう
なサービスというか、自治体だけにやっているのか。どういった仕組みなんですか、それ

は。

○議長（中瀬 信之） 暫時、休憩します。

(14時58分 休憩)

(15時00分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 通信業者2社、具体的に申し上げますと、ドコモとソフトバンクさんのほうのルーターを置いていただいております。これにつきましては、玄関口のところに、そういう設置箇所ということで、シールのほうで明示をさせていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今の話ですと、行政というか、玉城町がそういうドコモやソフトバンクに置いてくださいというと、あっちの経費負担で、そういった無線LANのWi-Fiを置いてくれるというような認識でいいんですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） ソフトバンクにつきましては、町の以前からの補助事業関係の関連もあって、設置をしていただいたと。ドコモについては、役場関係、こちらからの要請に基づいて対応をしていただいたという結果でございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 僕は結構こういうこと詳しいほうなんですけど、それは知りませんでした。そういうネットワークがどこにあるのか。どういうふうになって、僕たち住民もつないでいいのかということは、わかっていませんでした。

今の若い人たちは、携帯電話の通信料、それは8000円とか5000円とか、2000円とか、いろいろプランがあるんですが、それを割安のところに抑えて、それでWi-Fiとかにつないで無料なんで、どれだけ使っても通信料はあがっていかないんで、そういったものに工夫しています。それは若者と限らず、そういう知識のある人はやっていることだと思います。そういった中で、公共で例えば伊勢ですと、伊勢図書館、小俣図書館、ハードプラザみその、フットボールビレッジとか、賓日館（ひんじつかん）とか、そういったところに行政が公衆無線LANのWi-Fiを設置して、そこを使う人に提供しています。図書館とかフットボールって、そういったところはわかるんですけども、ほかのそういう福祉健康センターとか、そういったフットボールのところ、そういったところにまでサービスとして提供しています。それは観光地でなくて、基本的にはたぶん住民が使う施設なんです。そういった中なんで、玉城町もそういった場所が、今言った感じだと、役場とトレーニングセンターですか、そこに設置あるというので、それはやっぱり住民に周知して、住民にもサービスを提供するというのが目的だと思うんで、それを案内するようなことはしてください。その案内状況はどんな感じでしょうかね。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 近隣の町村でも公共施設のほうの設置ということで、フリースポットという程度の中で、設置をされておるかと思っております。当町におきます今、申しあげました部分につきましては、本当にわずかなエリアだけしかカバーできない。施設一体をカバーするものじゃなしに、玄関の本当に窓口の部分、そして、2階の部分も、3階まで

逆に届かないという状況のものでございます。

その表示関係につきましては、公共施設LANということで、施設全体をカバーするものでないということから、玄関先等々への、そういうシールの掲示等にとどめておる状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今、付けているところは聞いたんですけども、アスピアとか、つまり観光施設というのは、一番ニーズは高いと思うんですね、不特定多数の人が来るので、そういったここに付けて、ここに付けないというのは、それぞれの施設の人が考えるべきことなんか、それとも総務課とかでいっぱい無限に付けてくれるんやったら、要望したらいいのか。それともドコモやソフトバンクが何個までにしてくださいと言われていたのか。便利などころにはたくさん付ければ良いと思うんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） ソフトバンクにつきましては、補助事業の関係で以前からの通信関係をもちまして、結構幅広く公共施設の設置をしていただいた状況でございますが、ドコモにつきましては、やはり利用率等の設置、利用状況ということをお勘案されて、設置が限定されておると認識をしております。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やっぱりそれはただやってもらっていることなんで、限界があったり、あちらとして判断があって、しかるべきやと思うんです。そこで、今まではちょっと観光という面で話があって、観光施設にはようけあるということは当たり前かと思うんですが、まだ玉城町は観光という面が弱いんで、防災という面で、このWi-Fiの大切さなんですけど、東北とか熊本の震災があって、自治体内部の通信が電話とか、そういったものが使えなくなったと。それは1カ月とか、何カ月という単位の行政もありましたし、またインターネットがケーブルでつながっているようなところが、ほとんどだと思っておりますんで、そういったところは使えなくなったと。

そうすると、職員間の情報のやり取り、また住民のやり取り、そして住民が他の県外にいる人との情報のやり取りというのができないと。そういった中で、報道にもあったんですけども、ネットワークですね、電話とかインターネット、有線とは関係ないSNSとか、ツイッターとか、フェイスブックとか、そういったもので情報をやり取りして、それが災害時にすごく役立ったと、例えばここに物資がないって、携帯で無線、Wi-Fiとかつながっておる人が連絡して、そこに物資が届いたとか、安否がこうだよ、現状がこうだというのがあったというのが、すごく現代の社会の中で、そういったものが活躍して災害時荷役だったというのがあったんですけども、そういった視点で見ると、先ほどまでは観光とかの面で、無料でやってもらえることは、やってもらうとか、役場の玄関に置いて、あちらさんがデータを得たいとか、使える範囲で使ってもらうということはあったんですけども、ここら辺も大地震が起こるようなエリアになっていて、そういう通信障害とか、職員のやり取り、もう電話もインターネットもつながらない状況が極めて想定されるエリアなんで、そういうWi-Fiを公共の施設とかに整備しておけば、何かそういう震災時に役立つという視点で見るとどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 若干Wi-Fiでの取扱い等々におきまして、違いがあるのか

など。Wi-Fiの部分につきましては、そのエリアをWi-Fiにするというんですけども、そこと元とのつなぎ方を無線するのが、有線であるのかという大きな問題も出てこようかと思います。熊本の地震の話もございました。熊本の地震の被災地、避難所等において設置されたWi-Fi環境につきましては、主に携帯電話の事業者、移動通信のほうの事業者のほうで、臨時の無料の公衆無線LANの設置を進めまして、通常有料で提供している公衆無線LANサービスを、九州全域で、無料で開放したということであろうかと思います。

熊本市の中で一部補助事業によりまして、防災情報ステーション整備事業ということで、6箇所のみが公共的に設置されたところであると聞いております。また公衆無線LANの環境整備にしても、先ほどお話させていただいたように、地震の発生時を想定した場合、電気が蓄電池、発電機等々に供給が可能であったとしても、インターネット回線の環境が遮断されてしまうと、その先が使えないと。衛星通信とか、そういう形にならざるをえないということから、地域防災計画におきましても、指定公共機関ということで、今申し上げます通信事業者の設備面での災害予防、通信施設の防災対策、バックアップ対策、また災害上の九州でも活躍した移動基地局車両の配備ということ、またその配置計画を検討するように要請をしておりますし、通信計画、災害時の通信計画におきましても、通信の確保のために必要な措置を講じるように定めておるところでございます。

総務省のほうで、地方自治体公衆LANの環境整備の手引きというものが、平成26年に出されております。事例といたしまして、地方公共団体において10施設にアクセスポイントを50台設置した場合、初期費用として、初期費用とは別に維持管理、ランニングコストといたしましては、年間約130万から400万円と、大きな幅の違いがあるんですけど、試算をされておるといってございまして。

初期費用にかかる補助メニュー的な部分でいきますと、2分の1の補助ということもございまして、この費用対効果を考えながら検討を進めたいと考えておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そういう高額なものは県とか国が災害時にやってくれるんでいいんですが、僕が考えているのは、例えば学校ってインターネットにつながっていますよね。授業で使うんで、パソコン授業とかあるんで、そういったものを、あそこは避難所なんで、Wi-Fiができるように、すぐしておいたら、体育館にみんな避難してきた、でも通信つながってない。その時あそこの学校がWi-Fiやったら、みんな電話とかできないかもしれません。通信障害とかauとかドコモがあつたら、でもネットワークにつながっておつたら、フェイスブックとかツイッターとかLINEとかで、LINEで僕は無事やよとかいえるということなんですね。つまり何か余分なお金を使って、多少はいるかもしれませんが、今できるような環境がありながら、そういうことを想定して便利にしないというようなことが思うので、そういった部分では、例えば役場もそうやと思うんです、インターネットがつながっているんですよ。それを無線のWi-Fiでとばしておけばいいだけの話で、そういった観点からなんか考えたこととか、今、聞いてどうですかね。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 確かに役場、そして学校施設関係につきましても、インターネ

ット環境を整備しております。今、私申し上げましたとおり、その施設のW i - F iというのは整備は可能だと思うんですけども、そこへ来ますインターネット等の線というんですか、環境につきましては、有線のほうで全部つないでおりますので、その有線が災害時、遮断されればW i - F i環境も使えない、そのエリアだけしか使えないという状況になるかということで、今、申し上げたとおりでございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それはわかっているんです。その大元の線が切れていたら、使えなくなるのは当たり前なんですけども、無線のものを国とか県が持って来てくれるというのか、最悪の事態やとは思いますが、電話とかインターネットとか、それ全部回線が違うので、電話が使えないけれども、インターネットのほうは生きていたら、インターネットでL I N Eとかで通話できますよね。なんで、そういったバックアップを全部考えると、つないで置いて何も損もないですし、日常的にもそういうW i - F iをとばしておけば、住民のサービス向上になるという視点なんですけども、どうでしょうかね。単純に防災計画という観点とか、それとアスピアとかやったら、インターネットがつながっているんですけども、観光客へのサービスとか、そういった面でとばしておいてもいいと思うんですが、そういったことは今後、今まで考えてなかったのかもしれませんが、今後、考えていってもらうというような視点とかでは、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 1つ大きな部分での問題というのか、今現在、役場なり、学校関係で使っております環境につきましては、外部との遮断、一般との遮断ということで、内部情報系の部分を持っておる関係でございますので、フリーにしてしまいますと、セキュリティの問題が出てきます。現在、今、国におきましても、強靱化計画ということで補正予算のほうで、3月にお認めをいただき、今年度、繰越の中での経費を計上いたしておりますけれども、そこで県がそういうセキュリティの大きなクラウドという方式の中で、対応を今検討をいたしておるということで、役場の中につきましても、現在、内部情報系にわかるインターネットの部分、W i - F i環境の中で整備できないかということを検討いたしております。

それにつきましては、今、私が申し上げましたとおりセキュリティの関係がございしますので、フリーにしてしまう部分で可能かどうか、それにつきましては、また運用の部分でございますので、役場の中の委員会等で協議をしていきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっとこれ専門的というか、でも新しいことですが、有意義なことやと思うんで、これが事実として発達して行って、確立して、ほかでもやっていることなんですけども、玉城町としても小さいとか関係なく、そういったことを取り入れて行ってほしいなと思います。そして、質問に書いてあることなんですけども、学校ですね、学校はタブレット授業とかで、W i - F iを完備しているところがあるんですけども、そういった計画とか、実際まだタブレット授業はしてないんですけども、電子掲示板とか、そういったものの中で、職員の福利厚生という面でやっている自治体もあるでしょうから、そういった面では学校はどうですかね。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 学校の子どもたちに普及した時点で、新しいW i - F i等は考え

ていきたいと思っています。でなければインターネット、ICTにつきましては、日進月歩の進歩がありますので、そういった点では古くなってしまいうということもあると思います。そういった点で、その時に応じた対応をしていきたいと思っておりますし、今、1つデジタル教科書が、今、新聞等にも先日も載っております、文科省の有識者会議が答申をしたという形が出ております。

そういった中で、今これから数年たった時に、デジタル教科書を学校へ入れなければいけないとなると、うちこの児童生徒が中学校、小学校で150名おります。そして、タブレット、それからデジタル教科書を、そのタブレットやそんなに入れながら、ソフトも入れながらやりますと、2、3億の金が今のところ要ります。

そして、教科書が変わるごとに、またソフト等も変わっていったりしますと、4年に1回2億ぐらいのお金がいってくるようになります。そういった点でデジタル教科書も、財源のほうに非常に必要です。もう1つ教育について、私どもが考えておる中では、タブレット式のいわゆるITの授業というのは、いろいろと韓国でも先陣でやっておったんですけども、今のところ実施しておるところは、非常に楽しくやっておるというんですけども、韓国なんかは先陣で何年も前からやっておりますけれども、学力が定着しないというんです。いわゆる子どもたちがタブレットをぼんぼんぼんぼんめくってきます。そういった時に、教科書を読まない、じっくり読まないという状況になってくるというので、やはりそういった点でのいわゆるデジタル化というにも、長所、短所があるんじゃないかと思っております。

今のところ私どもとしては、学校が理科の授業や、それから英語の授業で、非常に楽しく子どもたちは元気に頑張っておるんですけども、そういった点で、ICTの電子黒板を使って、子どもたちに注目をさせて、しっかり学習をさせるという方向をとっておりますので、今のところ直ぐに何億もかかる、デジタル教科書を、タブレットを導入するというのは、少し早いかなどと思っておりますので、私は今、考えておりません。以上です。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 僕もタブレットとか、そういった系はまだ先進地がやっているだけです。もうちょっと結果とか、そういうのを見てからやったほうがいいかなと思います。新しいものが好きな僕ですけども、そう思います。でも、防災のさっきいったように、防災の観点から小学校は、避難所なんで、そういった視点からそういうタブレットとかは今いいんですけども、Wi-Fiをとばしたりして、避難所として有意義に使えるような環境というのは、総務課だけが考えるんじゃないかと、学校からも言ってもらったら進んでいって、何か起こった時に有意義かなと思いますので、そういった視点で取り組んでいってほしいと思います。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先ほど小中学校で、玉城町で150人といつて、失礼しました。1,500人です。すいません。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） これでWi-Fiの質問は終わりました、最後に電気、電話、光回線とかインターネットとか、そういったものが各公共施設でどうなっているのかということ質問します。

4月から電力自由化になって、それは一般家庭の話なんですけども、一般家庭も電力会

社とか、電気のプランというものを選べるようになりました。それは何百社とあって、そういう中から選べるようになりました。公共施設のほうは2000年から、そういう電力の自由化というものが始まっていて、それは大きなところを対象にした自由化だったんで、玉城町の各施設がどの年代の電力自由化に当てはまって、どうなっているのかということもあるんですけども、基本的にはこの4月から、企業がプランをたくさん提示してきたので、この4月に入ってから、今まで継続していたものも見直したりして、一番玉城町というか、各施設になるかもしれませんが、各施設にとって一番有効的な電気料金プランを選ぶということが必要なんではないかと思いますが、まず最初の質問なんですけど、そういったことを検討したのかどうか。そして、検討した結果はどうだったのか伺います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 電力の自由化に伴います内容でございます。このプランの検討ということで、これにつきましては、平成12年から2,000キロワット以上の特別高圧は自由化ということで始まりまして、16年に500キロワット以上、27年から50キロワットということ今年から低圧のほうで、4月に始まったということであろうかと思っております。

当町におきます部分につきましては、27年8月1日に高圧の電力の分、役場、4保育所、4小学校、中学校、中央公民館、ふれあい館の12施設におきまして、大手電力会社からエネルギーサービスプロバイダーを通しての特定規模電気事業者との契約変更をし、電力の供給を受けておるところでございます。契約に関しましては、災害時の対応を含め、電気供給の安定性を重視し、電気事業者の資本面、発電保有等の部分、環境面の問題、地方自治体での実績等々を包括的に考慮する必要があろうかと思われま。

これらを当町が、独自で電気供給業者を供給することは非常に難しいということから、また、多くの課題があるということで、他の地方自治体でも捉えておる、今、申し上げましたエネルギーサービスプロバイダー事業社を仲介することにより、経済面、信頼性、安定性を補償した電気供給事業者を選定することとした状況でございます。

因みに12施設での8月から3月までの削減、効果額ということでございますが、従前でございますと、従前また実績で差し引きをいたしますと、343万9,000円の減額、そして、業務委託料のほうで114万1,000円かかりますので、実質的には229万円程度、年額にいたしますと、約345万円程度の削減効果があったという状況で、高圧の部分につきましては、そのような形で進めておるような状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 2000年からそういう電力自由化を、大型のところに向けては始まったんで、その過程の中で変えたというのはわかりました。4月から変えたというのは、見直したとか、変えたというのはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 4月からの低圧部分につきましては、現在まだ検討段階であるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 対象施設はあるんですか。大きいところは12施設ということなんですけど、その4月からの分で対象するような施設というのは、町ではどんなところなんですか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 低圧の部分につきましては、高圧と分かれる部分ということで、ほとんどの施設がそのような対象施設になってこようかと認識しております。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 例えば和歌山市なんですけれども、和歌山市は公共 80 箇所を電力を使用しているようなものがあるんですが、今月から来月にかけて順次、電力会社を切り換えると。それで従来に比べ全体で、年間 1 億 3,000 万円の経費削減になる見込みということなんです。そして、その手法として、一般競争入札を実施してやったということなんです。和歌山市は規模がでかいので、そんな 1 億 3,000 万というような話は、玉城町の場合はないかと思えますけれども、やっぱりこの 4 月からの話で、そういったことが他の自治体ではできていると。特に何百社も電力がきて、玉城町の場合ほとんどが 4 月からの該当する電力の自由化が、プランとして盛り込まれる、該当される施設ということですので、やっぱり一般競争入札したほうがいいと思うんですね。

自分たちが考えるよりか、あっちが案を持ってきてくれた中から選んだほうが、効率がいいので、そして、結局は全部同じ電力で、下がるのは料金だけとか、その施設によってネットがつないでおって、電力もあって、保険もあって、それが一体になるとグループとして安くなるとか、千差万別かもしれませんが、そういった 1 億 3,000 万円、和歌山あるというんで、玉城でも何百万か何千万か安くなるということが想像できますので、今検討していただいていると。今年度中、早いほうが絶対いいと思うんですね。電気って別に毎月のことですので、そこで変えてもいいと思いますので、そういったことを具体的にやっていくということが必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 今、お話のありましたインターネットの世界での回線、また保険のところ、当町におきましても、調査を進めておる段階でございますが、今現在、多くのところでみられる個人向けの部分につきましては、支払い等々個人向けの申込制、また支払いがクレジットの引落、そして、口座引落ということ等になりまして、地方公共団体との契約、支払猶予関係がまだ整備をされてない状況ではございます。先にも申し上げたとおり、経済性もさることながら、信頼性、安定性が重要であると考えておりますので、今、議員が仰せの中での一般競争入札、この公正性と機会均等の理念に基づきました部分につきましても、十分留意をしながら進める必要があると考えてございますので、このような情勢を把握しながら経費削減に向けた、今後検討を進めていきたいと考えております。

○議長(中瀬 信之) 8番 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) やっぱり行政って、昔と違って利益を配分するという時代は終わって、お金がないんで、いろんなサービスを切り詰めたり、住民の人たちにこれはちょっと我慢してくださいという時代になってきたと思うんです。そういった中、やっぱり努力しやないかんのは、その言うておる本人、行政自体がそういう切り詰める努力をしてくれるということが必要だと、僕は思うんですね。政治家とか行政はもう住民の嫌われることをいっていき、そういった時代になってるんで、それに見合うだけの努力、能力、アイデアとか、知恵を付けていく、そういった部分にこの電力はなるんじゃないかなと思ってるので、先ほど言ったようなことも、危険性としてはあるんですけども、全体として流れとか、他の自治体を見ても安全性のほうは、メリットのほうが高いと思うので、そういったようにやってほしいと思います。

これで、今日の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

これで本日の日程は、全部終了しました。明日 10 日は午前9時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

(15時26分 終了)